

婦人労働調査資料 第39号

女子保護の概況

—昭和36年—

労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では、昭和27年以来毎年労働基準法に定められた母性保護規定を中心に、女子労働者保護の実情を調査しているが、この報告書は、昭和36年における女子労働者保護の状況と、その附帯調査として実施した授乳施設、保育施設、保育室の設置利用状況および生理中の女子に対する特別の措置状況の調査結果をとりまとめたものである。

本報告書に附録として収録した「就業規則に定められている女子に関連する条項の分析」は、「女子保護実施状況調査」の一環として各事業場に提出方を依頼した就業規則の中から女子に関連の採い規定をとり出して分析したものである。あわせて女子労働者保護のための参考となれば幸である。

最後に、この調査の実施に際して御協力を頂いた事業場の各位に深く感謝する次第である。

昭和37年9月

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

昭和86年における女子保護の概況	3
------------------	---

調査の概要	8
-------	---

一 調査対象及び調査方法	8
二 調査期間	4
三 調査項目	4

調査結果の概要	4
---------	---

一 女子労働者の分布	4
二 女子労働者数の推移	5
三 女子保護実施状況	7

(1) 産前休業	7
(2) 産後休業	8
(3) 生・死産別件数	8
(4) 妊娠又は分娩による退職状況	9
(5) 産前における軽易業務転換状況	9
(6) 育児時間	10
(7) 生理休暇	11

四 福利厚生施設の設備利用状況	11
-----------------	----

(1) 授乳施設	11
(2) 託児施設	12
(3) 休養室	12

五 生理日の女子に対する特別の措置状況	13
---------------------	----

統計表	15
-----	----

第1表 調査事業場数	15
------------	----

第2表 女子労働者数及び有夫者数	16
------------------	----

第3表 労働者数の推移	18
-------------	----

第4表 産前休業者数及び休業日数	20
------------------	----

第5表 産後休業者数及び休業日数	22
------------------	----

第6表 生・死産別件数	24
-------------	----

第7表	妊娠又は分娩による退職状況	26
第8表	産前における軽易業務転換状況	28
第9表	育児時間請求状況	30
第10表	生理休暇請求状況	32
第11表	授乳施設の設置及び利用状況	34
第12表	保育施設の設置及び利用状況	36
第13表	休養室の設置状況	38
第14表	生理日の女子に対する特別の措置状況	40
(附) 調 査 票		42
記 入 要 領		45

附 録

就業規則に定められている女子に関連深い条項の分析	49
調査の概要	49
調査結果の概要	50
一 性別による差別待遇禁止	50
二 定 年 制 度	51
三 結婚（妊娠、出産）退職制度	54
四 結婚（妊娠、出産）による退職金割増制度	54
五 初任給額の男女差	55
六 危険有害業務の就業制限	56
七 生 理 休 暇	57
八 妊婦の軽易業務転換	61
九 産前産後の休業	61
十 育 児 時 間	66
十一 その他の母性保護休暇	68
附 表 1	71
附 表 2	73

昭和36年における女子保護の概況

調査の概要

この調査は、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定められている産前産後の休業、育児時間、生理休暇等の母性保護規定の実施状況並びに授乳施設、保育施設、休養室等の母性保護のための福利厚生施設の設置利用状況を把握して、女子労働者保護の参考に資することを目的として次の要領により調査集計したものである。

一 調査対象及び調査方法

調査対象事業場は、農業、林業、漁業及び公務を除く全産業の常時30人以上の労働者を使用する事業場とし、昭和35年事業所統計調査を母集団として、産業別、規模別に別表の割合で無作為に抽出した4,434の事業場に対し、調査票（42頁参照）を送付し、必要事項を記入のうえ回送を依頼した。

別 表

抽 出 率

規模別	産業別			規模別	産業別		
	30人以上 99人以下	100人以上 499人以下	500人 以上		30人以上 99人以下	100人以上 499人以下	500人 以上
D 鉱 業	1/5	1/9	1/3	31 鉄 鋼 業	1/20	1/7	1/7
E 建 設 業	1/100	1/20	1/4	32 非鉄金属製造業	1/8	1/2	1/1
F18 食品製造業	1/50	1/10	1/4	33 金属製品製造業	1/50	1/10	1/1
19 たばこ製造業	1/3	1/2	1/2	34 繊維製造業	1/60	1/15	1/2
20 繊維工業	1/90	1/20	1/6	35 電気機械器具製造業	1/70	1/15	1/3
21 衣服その他の繊維製品製造業	1/20	1/5	1/1	36 輸送用機器製造業	1/80	1/10	1/2
22 木材木製品製造業	1/40	1/4	1/1	37 計量器、測定器、計測機器、医療機器、理化学機器、光学機器時計製造業	1/10	1/4	1/1
23 家具装飾品製造業	1/20	1/2	1/1	38 39 その他の製造業	1/60	1/7	1/1
24 パルプ、紙、紙加工品製造業	1/20	1/6	1/1	G 卸売業、小売業	1/100	1/30	1/2
25 出版、印刷業	1/30	1/6	1/1	H 金融及び保険業	1/100	1/10	1/1
26 化学工業	1/20	1/10	1/3	I 不動産業	1/3	1/1	1/1
27 石油、炭、石炭製品製造業	1/3	1/1	1/1	J 運輸通信業	1/100	1/20	1/6
28 ゴム製品製造業	1/12	1/3	1/1	K 電気、ガス、水道業	1/10	1/8	1/1
29 皮革同製品製造業	1/10	1/1	1/2	L サービス業	1/40	1/15	1/1
30 窯業土石製造業	1/30	1/10	1/1				

回収された調査票のうち、記入不備のものを除いた8,187の事業場が集計の対象となった。なお、

調査結果の数値は、常時30人以上の労働者を使用する全事業場に対応するものとして推計したものである。

(注) 産業分類は「日本標準産業分類」によつた。

二 調査期間

昭和36年1月1日から同年12月31日までの1年間である。

三 調査項目

主な調査項目は、次のとおりである。

- 1 労働者数
- 2 産前産後休業
- 3 生・死産別件数
- 4 妊娠又は出産による退職者数
- 5 産前における軽易業務転換
- 6 育児時間
- 7 生理休暇
- 8 授乳施設、保育施設、休養室の設置利用状況
- 9 生理日の女子に対する特別の措置状況

一 女子労働者の分布

昭和36年12月31日現在の女子労働者の産業別及び規模別の分布をみると、産業別では、製造業(59.1%)が過半数を占め、次いで卸売小売業(14.1%)、運輸通信業(9.9%)、サービス業(7.5%)、金融保険業(7.3%)の順となっており、製造業のうちでは、繊維工業が最も多く(全体の17.9%)、次いで電気機械器具製造業(7.3%)、食料品製造業(3.2%)の順となっている。規模別では、30人～99人が37.5%、100人～499人が37.2%、500人以上が25.3%となっており、小規模事業場に働く女子の多いことを示している。(第1表)。

次に、有夫者の産業別及び規模別の分布をみると、産業別では、女子労働者の場合と同様に、製造業(55.9%)が過半数を占め、次いで、運輸通信業(11.4%)、サービス業(10.1%)の順となっており、製造業のうちでは、繊維工業(全体の11.6%)が最も多く、次いで、電気機械器具製造業(4.6%)、食料品製造業(4.4%)の順となっている。規模別では、30人～99人が47.5%、100人～499人が35.6%、500人以上が16.9%となっており、有夫者の約半数が30人～99人の小規模事業場に集中している。(第1表)。

第1表 産業別、規模別女子労働者及び有夫者の分布

産業別、規模別	区 分	女子労働者	有 夫 者
総 数		100.0%	100.0%
製 造 業		59.1	55.9
卸 売 業 小 売 業		14.1	8.0
運 輸 通 信 業		9.9	11.4
サ ー ビ ス 業		7.5	10.1
金 融 保 険 業		7.3	6.5
建 設 業		3.1	5.1
電 気 ガ ス 水 道 業		1.2	2.1
不 動 産 業		0.5	0.8
30 人 ～ 99 人		37.5	47.5
100 人 ～ 499 人		37.2	35.6
500 人 以 上		25.3	16.9

(第2表)。規模別では、30人～99人が33.1%、100人～499人が33.0%、500人以上が23.6%となっており、大規模事業場ほど女子労働者の割合が低い傾向は変わらない(第1図)。

調査対象事業場における昭和36年1年間の女子労働者数の推移をみると、総数では9.1%の増加で、34年(8.7%)、35年(7.0%)にくらべてやや高い割合を示している。産業別では、鉱業で33年以來引き

第2表 産業別、女子労働者の占める割合(%)

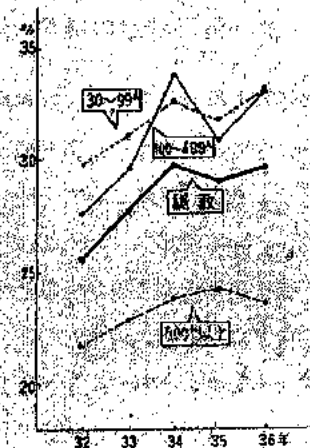
産業別	35 年	35 年	34 年	33 年	32 年
総 数	29.6%	29.0%	29.8%	27.7%	25.5%
サ ー ビ ス 業	39.2	58.0	49.5	53.2	44.8
卸 売 業 小 売 業	44.5	36.9	40.2	55.9	37.2
金 融 保 険 業	38.8	37.1	38.8	36.2	35.6
不 動 産 業	34.5	21.5	27.0	24.4	21.0
製 造 業	33.5	33.8	33.8	31.2	30.9
運 輸 通 信 業	16.4	15.0	17.5	14.6	12.6
電 気 ガ ス 水 道 業	9.7	9.0	9.6	9.2	10.1
建 設 業	13.5	13.4	12.5	11.1	10.1
鉱 業	8.2	7.6	7.6	8.6	8.3

(各年とも12月31日現在の労働者数=100)

続き減少しているが、電気ガス水道業では僅か1.2%ながら初めて増加傾向を示した。他の産業では建設業の12.9%を筆頭にいずれも増加傾向を示している。なお、製造業における増加率が2.3%と前年の増加率(7.5%)にくらべて減少している点が注目される(第3表)。規模別では、30人～99人が40%、100人～499人が7.3%、500人以上が6.7%の増加率となっており、前年にくらべて、大規模事業場における増加率がやや鈍化している(第2図)。

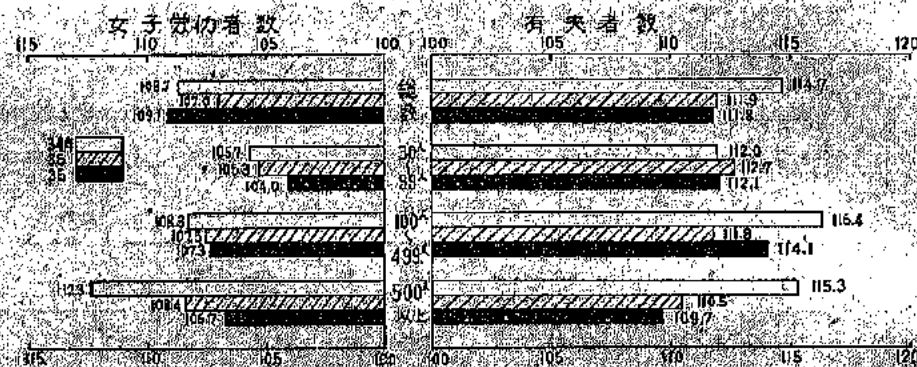
次に、昭和36年1年間に退職した女子労働者の全女子労働者(昭和36年1月1日現在)に対する割

第1図 規模別女子労働者の占める割合



(各年とも12月31日現在労働者数=100)

第2図 規模別、女子労働者数及び有夫者数の増加の割合



(各年とも1月1日現在を100とした12月31日現在の指数)

合をみると、総数では26.2%となっており、前年(22.5%)にくらべてかなりの増加を示している。これを規模別にみると、30人～99人で28.9%、100人～499人で27.5%、500人以上で20.4%と小規模事業場ほど高い率を示していることは例年と変わらない。産業別では建設業、不動産業が3割を上回り、次いで卸売業小売業、製造業、鉱業が高い退職率を示している(第4表)。

女子労働者の中に占める有夫者の割合は毎年上昇の傾向をたどっているが、36年は21.7%と初めて2割を上回った。産業別では、例年、鉱業、建設業、電気ガス水道業、運輸通信業等女子労働者の割合の低い産業で有夫者の割合が高くなっているが、今回の調査では、女子労働者の割合が最も高いサービス業が、有夫者の割合でも第3位の29.0%を示している(第5表)。規模別では、30人～99人が28.1%、100人～499人が21.1%、500人以上が16.2%と各規模とも前年を上回る割合を示しているが、大規模事業場ほどその割合が低くなっていることは従来と変わらない(第3図)。

第3表 産業別、女子労働者の増加の割合(%)

産業別	年別	36年	35年	34年	33年	32年
総数	%	109.1	107.0	108.7	100.4	103.1
建設業	%	112.9	111.4	111.8	101.3	107.2
卸売業小売業	%	110.2	108.7	105.7	105.5	107.7
金融保険業	%	108.6	106.2	109.1	104.0	101.9
運輸通信業	%	108.3	105.7	105.4	106.0	—
サービス業	%	106.8	106.7	105.4	105.5	106.0
不動産業	%	102.8	106.4	105.6	114.1	107.2
製造業	%	102.3	107.5	110.4	98.3	102.4
電気ガス水道業	%	101.2	96.0	99.1	99.4	—
鉱業	%	93.7	90.4	88.8	94.1	100.1

(各年とも1月1日現在を100とした12月31日現在の数)

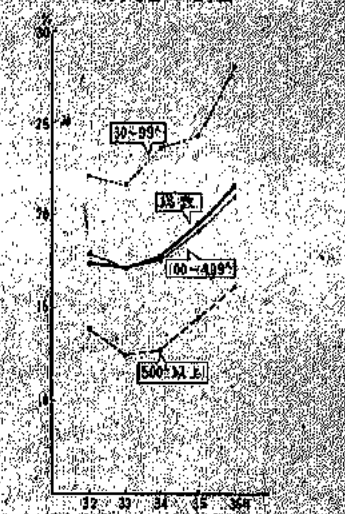
労働者の割合の低い産業で有夫者の割合が高くなっているが、今回の調査では、女子労働者の割合が最も高いサービス業が、有夫者の割合でも第3位の29.0%を示している(第5表)。規模別では、30人～99人が28.1%、100人～499人が21.1%、500人以上が16.2%と各規模とも前年を上回る割合を示しているが、大規模事業場ほどその割合が低くなっていることは従来と変わらない(第3図)。

第5表 産業別、女子労働者の中に占める有夫者の割合(%)

産業別	年別	36年	35年	34年	33年	32年
総数	%	21.7	19.8	17.8	17.2	17.4
建設業	%	35.9	34.9	35.1	35.1	32.5
卸売業小売業	%	35.5	29.4	30.0	26.6	28.4
サービス業	%	29.0	22.4	21.8	22.0	22.5
電気ガス水道業	%	28.9	32.3	33.4	32.7	—
運輸通信業	%	24.8	27.7	23.1	23.1	26.1
製造業	%	21.4	18.3	16.2	15.4	15.5
金融保険業	%	19.1	21.1	20.5	21.2	21.5
不動産業	%	14.0	14.7	15.8	25.1	4.1
卸売業小売業	%	12.1	11.3	12.4	10.6	9.2

(各年とも12月31日現在)

第3図 規模別女子労働者の中に占める有夫者の割合



(各年とも12月31日現在)

第6表 産業別、有夫者数の増加の割合(%)

産業別	年別	36年	35年	34年	33年	32年
総数	%	111.8	111.9	114.7	107.0	109.4
建設業	%	121.0	108.8	116.2	103.2	127.9
卸売業小売業	%	115.7	120.4	121.7	111.4	111.3
サービス業	%	115.6	111.2	113.3	111.8	109.4
運輸通信業	%	110.2	115.3	114.0	115.0	—
金融保険業	%	109.5	109.1	120.0	113.6	122.0
不動産業	%	109.1	113.0	107.1	106.3	100.0
製造業	%	103.0	112.2	115.4	102.8	106.8
電気ガス水道業	%	100.6	98.6	100.2	105.4	—
鉱業	%	95.0	91.3	92.3	98.6	101.2

(各年とも1月1日を100とした12月31日現在の数)

最後に、昭和36年1年間の有夫労働者数の推移をみると、総数では11.8%の増加で、前年(11.9%増)とほぼ同率の増加を示している。規模別では、30人～99人で12.1%、100人～499人で14.1%、500人以上で9.7%と大規模事業場における増加率が低い点は例年と変わらない(第2図)。産業別では、女子労働者数の減少している鉱業で有夫者数も減少しているが、建設業の21.0%を筆頭に各産業とも増加を示している(第6表)。

三 女子保護実施状況

(1) 産前休業

昭和36年1年間に於ける産前休業者の女子労働者(昭和36年1月1日現在)の中に占める割合は、21.4%(35年21.5%、34年21.1%)、有夫者の中に占める割合は11.8%(33年13.4%、12.4%)で、前年にくらべて減少した。有夫者の中に占める産前休業者の割合を規模別にみると、30人～99人が8.9%(35年10.3%、34年9.9%)、100人～499人が10.9%(14.0%、12.8%)、500人以上が18.4%(18.0%、16.8%)

$$\text{退職率} = \frac{\text{昭和36年中の退職者数}}{\text{昭和36年1月1日現在労働者数}} \times 100$$

と大規模事業場ほどその割合が高い傾向は従来どおりであり、500人以上では30人～99人の約2倍となつている。

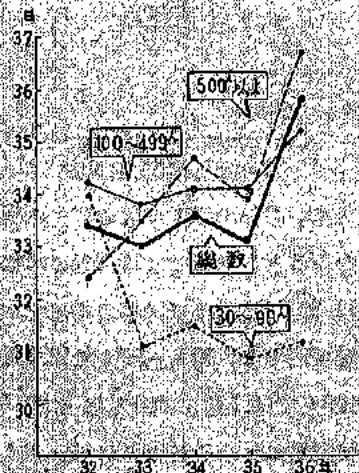
産前休業者を休業日数6週間以内のものと、6週間をこえるものとに分けてみると、前者が65.9% (35年71.8%、34年75.4%)、後者が28.1% (24.0%、21.3%)で逐年6週間をこえるものの割合が上昇している。

(注1. 休業期間不明のものが若干あるため合計は100%にならない。)

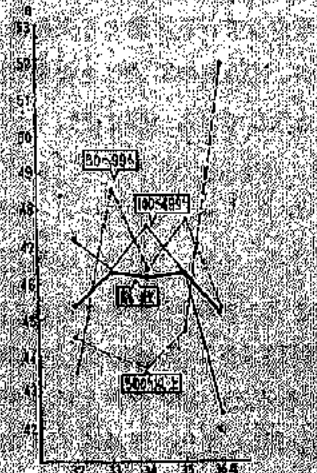
これを規模別にみると、30人～99人では前者は69.2%、後者は23.9%、100人～499人では前者は62.8%、後者は30.3%、500人以上では前者は65.5%、後者は30.6%で大規模事業場ほど6週間をこえるものの割合が高くなっている(注1に同じ)。産業別では、運輸通信業で6週間をこえるものの割合が47.8%と約半数を占めているのが注目される。

産前休業者1人平均産前休業日数は35.8日で、前年(33.1日)にくらべやや増加した。規模別にみると、30人～99人が31.2日、100人～499人が35.2日、500人以上が36.7日で大規模事業場ほど平均休業日数が多く(第4図)、産業別では、最高が運輸通信業の46.5日、最低がサービス業の26.5日で、

第4図 規模別、平均産前休業日数



第5図 規模別、平均産後休業日数



製造業では34.6日となつている。

(2) 産後休業

産後休業者を休業日数別にみると、5週間以上6週間以内のものが55.2% (35年56.9%、34年60.5%)、6週間をこえるものが37.8% (36.2%、34.6%)で、6週間をこえるものの割合が逐年上昇している(注1に同じ)。規模別では、30人～99人では5週間以上6週間以内のもの51.6%、6週間をこえるもの36.8%、100人～499人では前者が53.8%、後者が40.3%、500人以上では前者が61.4%、後者が36.0%であり(注1に同じ)、休業日数6週間をこえるものの割合が100人～499人の規模で最高を示しているのは例年と同様である。

1人平均産後休業日数は45.2日で、前年(46.3日)にくらべて1.1日は少した。規模別では、30人～99人が45.3日、100人～499人が43.4日、500人以上が47.0日となっており(第5図)、産業別では、最高が運輸通信業の56.7日、続いて製造業の47.0日、最低がサービス業の39.8日となつている。

(3) 生・死産別件数

出産の中に占める死産の割合は15.5%で前年(6.5%)にくらべてやや減少している。規模別では、30人～99人が7.2%、100人～499人が4.0%、500人以上が5.3%であ

り、産業別では、不動産業の8.0%、金融保険業の7.5%などが高くなっている。

なお、厚生省の人口動態調査によると、昭和36年における出産に対する死産の割合は10.2%となつている。(注2. 人口動態調査は雇用者に限らず、全国民を対象にしている)

(4) 妊娠又は分娩による退職状況

昭和36年1年間における妊娠又は分娩による退職者は妊産婦の46.0%であり、前年値がはかり減少した退職者の割合が再び増加している点が注目される(第7表)。規模別では前年の調査と同じく小規模事業場ほど退職者の割合が高くなり、産業別でも前年と同じく、不動産業(81.4%)、卸売小売業(74.8%)、製造業(55.9%)で退職者の割合が高くなつてい

第7表 規模別、妊娠又は分娩による退職者の割合

規模別	年別	36年	35年	34年	33年	32年
	数	%	%	%	%	%
総	数	46.0	38.9	41.8	41.1	38.3
30人～99人		51.2	43.6	44.8	45.6	44.1
100人～499人		44.6	37.3	41.8	39.5	38.1
500人以上		40.1	35.8	39.0	39.1	34.8

(妊産婦数=100)

次に、妊娠又は分娩による退職者を退職時期別にみると、産前休業前の退職者が39.5%、産前産後休業中の退職者が17.6%、産後休業後の退職者が42.9%となっており、ここ数年、産前休業前の退職者の割合が減少する傾向は変わっていない(第8表)。さらに、これを規模別にみると、大規模事業場ほど産後休業後の退職者の割合が高くなっている(第9表)。

第8表 年別退職時期別、妊娠又は分娩による退職者の割合

退職時期別	年別	36年	35年	34年	33年	32年
	数	%	%	%	%	%
総	数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
産前休業前の退職者		39.5	40.5	42.5	48.0	36.5
産前産後休業中の退職者		17.6	15.0	11.3	10.8	10.6
産後休業後の退職者		42.9	44.5	46.2	48.9	53.0

(妊産婦数=100)

第9表 規模別、退職時期別、妊娠又は分娩による退職者の割合

規模別	退職時期別	産前休業前	産前産後休業中	産後休業後
	数	%	%	%
総	数	39.5	17.6	42.9
30人～99人		44.4	20.2	35.4
100人～499人		38.8	17.1	45.8
500人以上		35.5	12.0	52.4

(妊産婦数=100)

(5) 産前における経易業務転換状況

妊婦のうち経易業務に転換したものの割合は8.2%で、前年(8.9%)とほぼ同じ割合を示している。規模別では、例年のとおり大規模事業場における転換者の割合が低く(第10表)、産業別では、建設業(13.3%)、サービス業(12.3%)で転換者の割合が高く、不動産業(0.9%)、電気ガス水道業(1.0%)で低くなっている。

次に、経易業務転換者を転換時期により、産前6週間より前の転換者と産前6週間以後の転換者とに分けてみると、前者が71.6% (34年72.7%)、後者が28.4% (27.3%)と

第10表 規模別、経易業務転換者の割合

規模別	年別	34年	35年	36年	37年	38年
	数	%	%	%	%	%
総	数	8.2	8.9	10.3	9.5	11.9
30人～99人		9.3	12.2	11.4	12.9	12.4
100人～499人		9.6	15.0	10.7	8.2	14.9
500人以上		4.9	5.2	5.5	6.5	8.1

(妊産婦数=100)

なっている。これを規模別にみると、30人～99人では前者が76.0%、後者が24.0%、100人～499人では前者が66.5%、後者が33.5%、500人以上では前者が72.1%、後者が27.9%となっている。

軽易業務転換者の業務転換の内容は、別表のとおりであるが、業務量の軽減、単純軽労働への配置転換、立作業から座作業への配置転換などにより、軽易業務への転換措置を講じている。

別表 軽易業務転換の内容

転換の内容	転換前の業務……転換後の業務	転換の内容	転換前の業務……転換後の業務
産業分類		産業分類	
D 鉱業	選炭場……衛生場	F26 ゴム製品製造業	成型……仕上、検査 中袋押出……中袋仕上 ゴム切地裁断……スポイト手張
F18 食料品工業	肉詰係……倉庫係 冷凍係……農産係 圧搾、撈槽作業……風呂敷修理 煮焚作業……準備作業 包装……検査 ……不良品整理 缶運搬……缶拭き	F30 窯業、土石製品製造業	重曹包装……袋縫い
F19 繊維製造業	包装機事務……損傷品整理 秤分才柄……出寸整理	F31 鉄鋼業	煉瓦被……食堂番
F20 繊維工業	包装……検査 機繰運転……機械保全補助 台持工……保全工 織布工……染練工	F32 金属製品製造業	捻子切工……選別工
F21 繊維製品製造業	縫製……検査 動力ミシン工……包装工 ミシン工……ブイロン工	F34 機械製造業	プレス工……検査 研磨工……ベアリング組立
F22 木材、木製品製造業	板干し……縫袋	F35 電気機械器具製造業	温度調整……司決装置 (立作業) (座作業) 切削(立作業)……
F23 家具、設備品製造業	機械組立……組付工	F37 精密機械製造業	梱包……部品組立
F24 パルプ、紙、紙加工品製造業	製品運搬……製品包装 印刷機……手工部	F39 その他の製造業	屑選別……棄母 仕上……事務
F26 化学工業	選搬……雑務	G 卸売小売業	給仕……受渡 販売……事務
F27 石油製品、石油製品製造業	豆炭製造……雑役	H 金融保険業	会計……保全 受付……事務
		J 運輸通信業	タイピスト……一般事務 車掌……事務
		K 電気ガス水道業	一般事務……作業量軽減 外装整頓……材料運搬
		L サービス業	

(6) 育児時間

昭和36年中に出産し、引き続き勤務している者ある中育児時間を請求した者の割合は34.2%で、前年(39.5%)よりも低く、昭和34年(32.7%)よりも僅かに高い割合を示している。規模別では、30人～99人が28.9%、100人～499人が31.8%、500人以上が42.0%と大規模事業場ほどその割合が高くなっている(第11表)。産業別では、最高が運輸通信業の76.6%、最低が不動産業の1.0%で、製造業では25.5%と約4分の1の産婦が育児時間を請求している。

育児時間請求者に与えられた時間は、1回2回各30分のもの49.8%、1回2回各30分をこえるもの

第11表 規模別、育児時間請求者の割合

規模別	年別	36年	35年	34年	33年	32年
総数	%	34.2	39.5	32.7	38.9	44.3
30人～99人	%	28.9	36.5	29.1	39.4	50.0
100人～499人	%	31.8	42.7	35.4	39.0	42.2
500人以上	%	42.0	38.0	30.3	28.2	48.2

(産婦数=100)

第12表 規模別、生理休暇請求実人員の割合

規模別	年別	36年	35年	34年	33年	32年
総数	%	18.4	19.7	24.4	18.8	20.0
30人～99人	%	10.5	10.3	11.5	10.1	13.4
100人～499人	%	20.7	21.1	26.2	19.6	18.2
500人以上	%	32.2	29.4	33.5	27.3	26.4

(女子労働者数=100)

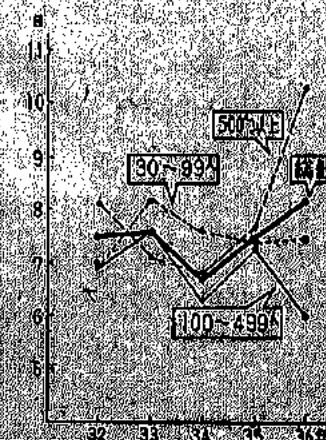
たばこ製造業は75.2%で全業種の最高請求率を示している。請求率の低い産業は、建設業(1.9%)、金融保険業(7.7%)、サービス業(8.9%)、鉱業(11.2%)などで、いずれも例年の傾向と大差ない。

請求1回当たりの平均休暇日数は1.6日、生理休暇を請求した女子労働者1人当たりの年間平均請求回数は5.1回で例年の調査結果と変わらない。

生理休暇を請求した女子労働者1人当たりの年間平均休暇日数は8.2日で、ここ数年漸増の傾向を示している(第6図)。

生理休暇の年間総日数を全女子労働者数で割って1人当たりの平均を出すと、1.5日となり、規模別には大規模事業場ほど日数も多く、例年の調査結果と変りはない。

第6図 規模別、生理休暇を請求した女子労働者1人平均年間休暇日数



四 企業内福利施設の設置状況

(1) 授乳施設

調査事業場のうち、授乳施設を設けている事業場は全体の14.1%で、これを専用の授乳施設と、他の施設と兼用のものに分けると、前者が7.1%、後者が92.9%となっている。規模別にみると、30人～99人が12.6%、100人～499人が16.9%、500人以上で、26.8%の事業場が専用又は兼用の授乳施設を設けている(第13表)。産業別では、サービス業(26.2%)、鉱業(21.5%)、電気ガス

第13表 授乳施設の設置利用状況

区分 規模別	総数	設置あり			事業場 当たり平均 利用者数
		計	専用	兼用	
総数	100.0%	14.1% (100.0)	1.0% (7.1)	13.1% (92.9)	0.7人
30人～99人	100.0	12.6 (100.0)	0.9 (7.1)	11.7 (92.9)	0.5
100人～499人	100.0	16.9 (100.0)	0.5 (2.7)	16.4 (97.3)	0.6
500人以上	100.0	25.8 (100.0)	6.7 (24.6)	19.1 (75.4)	2.0

たばこ製造業では23.8人と高い利用者数を示している。専用の授乳施設の平均面積をみると27.8平方メートルであり、兼用の施設には、休養室、更衣室、保育室、面会室などがある。

(2) 保育施設

調査事業場のうち、保育施設を設けている事業場は僅か2.6%で、専用のものが21.0%、兼用のものが79.0%となっている。規模別にみると、30人～99人で1.9%、100人～499人で2.6%、500人以上で8.1%の事業場が専用又は兼用の保育施設を設けており、大規模事業場ほどその割合は高くなっている(第14表)。産業別では有夫者の割合の比較的高い鉱業(6.6%)、サービス業(4.3%)で保育施設の設置率が高く、製造業(2.6%)のうちたばこ製造業では85.7%と大部分の事業場が保育施設を設けている。1事業場当たりの保育施設利用者数は平均10.7人、専用の保育施設の平均面積は332.5平方メートル、保育施設と兼用にしている施設

第14表 保育施設の設置利用状況

区分 規模別	総数	設置あり			事業場 当たり平均 利用者数
		計	専用	兼用	
総数	100.0%	2.6% (100.0)	0.6% (21.0)	2.1% (79.0)	10.7人
30人～99人	100.0	1.9 (100.0)	0.2 (9.2)	1.7 (90.8)	0.1
100人～499人	100.0	2.6 (100.0)	0.7 (27.5)	1.9 (72.5)	4.9
500人以上	100.0	8.1 (100.0)	6.6 (81.5)	1.5 (18.4)	92.3

第15表 休養室の設置状況

区分 規模別	総数	設置あり		
		計	専用	兼用
総数	100.0%	54.4% (100.0)	19.0% (34.9)	35.4% (65.1)
30人～99人	100.0	50.8 (100.0)	16.2 (31.9)	34.6 (68.1)
100人～499人	100.0	58.5 (100.0)	25.7 (43.7)	32.8 (56.3)
500人以上	100.0	59.3 (100.0)	35.1 (59.2)	24.2 (40.8)

いる。休養室と兼用にしている施設には、更衣室、宿直室、集会室、娯楽室などがある。

水道業(20.7%)など有夫者の割合が比較的高い産業で授乳施設の設置率も高くなっている。製造業(15.4%)のうちたばこ製造業では3分の2に近い61.9%の事業場が授乳施設を設けている。1事業場当たりの授乳施設利用者数をみると、全く利用されていない施設があるために平均0.7人となっているが、

には、授乳室、宿直室、守衛休憩室、娯楽室などがある。

(3) 休養室

調査事業場のうち、休養室を設けている事業場は全体の54.4%で、そのうち専用のものが34.9%、兼用のものが19.5%となっている。規模別にみると、30人～99人で50.8%、100人～499人で58.5%、500人以上で59.3%の事業場が専用又は兼用の休養室を設けている(第15表)。産業別では、金融保険業(71.7%)、サービス業(68.2%)などで休養室の設置率が高く、製造業(53.8%)のうちではたばこ製造業(76.2%)、食料品製造業(75.7%)が高い設置率を示している。専用の休養室の平均面積は29.1平方メートルとなつて

五 生理日の女子に対する特別の措置状況

女子年少者労働基準規則第11条第1項は、労働基準法第67条の「生理に有害な業務」の範囲を規定し、更に同条第2項で生理日の女子に対して「特別の休憩時間の附与」「特別の休憩施設の設置」「業務転換」をした場合にはこれらの業務は「生理に有害な業務」としないと規定しているが、各事業場でこれらの措置がとられている状況をみると次のとおりである。

(1) 特別の休憩時間の附与

生理日の女子に対して特別の休憩時間を与えている事業場は全体の16.0%で、規模別では、30人～99人が15.8%、100人～499人が17.3%、500人以上が11.5%となっている(第16表)。産業別では、建設業(22.3%)、金融保険業(21.6%)、不動産業(20.4%)で附与している事業場の割合が高い。

(2) 特別の休憩施設の設置

生理日の女子に対して特別の休憩施設を設けている事業場は全体の21.8%で、規模別では、30人～99人が20.2%、100人～499人が25.4%、500人以上が26.0%となっている(第16表)。産業別では、不動産業(31.4%)、金融保険業(27.9%)、鉱業(25.3%)で設置している事業場の割合が高い。

(3) 業務転換

第16表 生理日の女子に対する特別の措置状況

区分 規模別	特別の休憩 時間の附与 %	特別の休憩 施設の設置 %	業務転換 %
総数	16.0	21.8	18.9
30人～99人	15.8	20.2	17.4
100人～499人	17.3	25.4	24.6
500人以上	11.5	26.0	18.6

生理日の女子の業務を転換している事業場は全体の18.9%で、規模別では、30人～99人が17.4%、100人～499人が24.6%、500人以上が18.6%となっている(第16表)。産業別では、製造業(23.5%)、運輸通信業(21.5%)で転換している事業場の割合が高い。

第1表 調査事業場数

産業分類	規 模	総 数	30人～99人	100人～499人	500人以上
総 計		3,187	1,086	1,171	930
D 鉱 業		139	91	46	52
DE 建設業		121	58	38	25
F 製造業 (計)		2,106	632	816	657
18 食品製造業		119	31	62	26
19 たばこ製造業		21	—	9	12
20 繊維工業		143	35	57	51
21 衣服その他の繊維製品製造業		89	41	44	4
22 木材、木製品製造業		77	36	34	7
23 家具、装備品製造業		78	36	35	7
24 パルプ、紙、紙加工品製造業		123	37	44	42
25 出版、印刷、同関連産業		92	29	32	31
26 化学工業		115	33	41	41
27 石油製品、石炭製品製造業		88	33	40	15
28 ゴム製品製造業		103	21	43	39
29 皮革、同製品製造業		47	22	24	1
30 窯業、土石製品製造業		131	37	45	49
31 鉄 鋼 業		140	34	35	71
32 非鉄金属製造業		119	27	51	41
33 金属製品製造業		78	29	31	18
34 機械製造業		127	32	46	49
35 電気機械器具製造業		105	25	33	47
36 輸送用機械器具製造業		122	30	39	53
37 計量器、測定器、測量機械、医療機械、 理化学機械、光学機械、時計製造業		110	35	40	35
38 其 他 の 製 造 業		76	30	31	15
G 卸 売 業、小 売 業		160	81	37	42
H 金 融 保 險 業		171	57	52	62
I 不 動 産 業		70	38	20	12
J 運 輸 通 信 業		157	67	42	48
K 電 気、ガ ス、水 道 業		193	56	53	84
L 其 他 の 業		138	63	50	25

第2表 女子労働者数

産業分類	区 分	数				30人～	
		労働者総数に対する女子労働者数の割合		女子労働者数に対する有夫者数の割合		労働者総数に対する女子労働者数の割合	
		昭和36.1.1現在	昭和36.12.現在	昭和36.1.1現在	昭和36.12.現在	昭和36.1.1現在	昭和36.12.現在
	計	28.7	29.6	21.3	21.7	32.0	33.1
D	繊維業	7.9	8.2	35.4	35.9	12.5	16.8
E	金属業	12.2	13.5	33.1	33.5	12.2	12.4
F	製造業(計)	33.9	33.5	21.7	21.4	35.7	36.0
18	食料品製造業	47.4	48.8	32.9	34.4	47.0	49.6
19	たばこ製造業	53.0	53.2	57.6	58.7	—	—
20	繊維工業	73.8	73.0	13.1	13.9	66.7	67.0
21	衣服その他の繊維製品製造業	74.1	74.0	17.7	20.1	74.8	74.8
22	木材、木製品製造業	28.1	28.9	51.6	56.9	28.1	29.0
23	家具、装飾品製造業	24.5	25.6	37.7	40.0	22.1	23.1
24	パルプ、紙、紙加工品製造業	27.7	27.7	23.3	25.7	39.4	40.0
25	出版印刷、同関連産業	20.5	18.5	19.3	21.4	25.0	25.0
26	化学工業	17.9	17.6	24.2	23.5	27.0	28.4
27	石油製品、石炭製品製造業	14.7	17.2	25.0	24.8	27.2	28.0
28	ゴム製品製造業	49.3	48.6	25.9	21.6	45.3	48.3
29	皮革、同製品製造業	36.3	35.5	25.3	27.5	37.5	37.3
30	窯業、土石製品製造業	29.8	30.9	34.0	36.0	31.0	33.9
31	鉄鋼業	9.2	9.0	28.4	27.2	21.8	21.2
32	非鉄金属製業	15.7	15.9	19.2	21.0	21.0	20.6
33	金属製品製造業	23.6	23.8	27.4	29.6	24.8	25.8
34	機械製造業	15.3	16.3	19.6	21.9	17.3	18.2
35	電気機械器具製造業	38.2	37.4	17.9	18.5	40.0	40.2
36	輸送用機械器具製造業	10.2	40.5	21.1	20.5	12.5	13.9
37	計量器、測定器、測量機械、医療機械、理化学機械、光学機械、時計製造業	40.0	42.3	10.3	10.2	35.0	37.4
38	その他の製造業	43.2	44.0	29.0	30.8	41.4	42.3
G	卸売業、小売業	41.9	44.5	11.5	12.1	39.5	41.5
H	金融保険業	38.0	38.8	19.0	19.2	36.3	37.3
I	不動産業	33.6	34.5	13.1	14.0	32.0	34.9
J	運輸通信業	15.5	16.4	23.7	24.3	17.1	17.3
K	電気ガス水道業	9.7	9.7	22.1	25.9	8.0	8.4
L	サービス業	59.2	59.2	25.8	27.0	56.0	57.0

及び有夫者数

99人	100人～499人				500人以上			
	労働者総数に対する女子労働者数の割合		労働者総数に対する女子労働者数の割合		労働者総数に対する女子労働者数の割合		労働者総数に対する女子労働者数の割合	
	昭和36.1.1現在	昭和36.12.現在	昭和36.1.1現在	昭和36.12.現在	昭和36.1.1現在	昭和36.12.現在	昭和36.1.1現在	昭和36.12.現在
	27.3	28.1	32.3	33.0	22.2	21.1	24.3	23.6
	55.0	57.2	10.2	10.9	68.2	36.0	6.1	6.1
	39.7	41.5	9.3	12.2	65.0	39.3	19.3	19.0
	28.9	32.0	34.9	35.0	22.2	23.9	22.8	22.3
	38.5	44.0	48.7	49.1	30.0	30.2	42.9	44.3
	—	—	52.0	51.4	53.3	57.3	53.3	53.8
	23.1	24.0	76.2	75.1	13.0	13.8	77.0	78.9
	17.2	21.0	73.1	73.0	19.4	20.0	75.1	74.4
	55.8	60.7	29.7	30.2	39.7	49.3	20.1	21.4
	59.9	43.3	29.4	30.1	35.3	40.5	27.4	29.4
	22.2	26.4	28.0	28.0	22.5	23.9	16.0	16.0
	18.9	21.2	16.0	16.0	15.7	17.4	13.2	13.2
	22.1	22.4	27.0	27.5	26.4	27.6	16.0	15.4
	36.5	42.8	13.5	19.0	23.5	19.7	10.3	10.8
	48.0	46.8	48.1	46.9	19.2	27.8	51.2	49.5
	26.7	31.1	36.0	35.0	21.2	19.7	16.0	16.4
	43.5	45.1	32.5	33.4	33.8	22.0	28.8	23.7
	35.3	38.0	9.3	9.3	25.5	20.2	6.6	6.3
	17.5	21.0	18.0	19.0	23.8	36.4	12.0	11.9
	37.3	38.5	23.5	22.6	13.9	26.1	17.2	17.4
	25.4	30.2	16.9	18.3	17.1	25.9	11.8	12.1
	19.4	23.3	41.8	40.9	16.3	20.7	36.0	35.0
	30.9	31.1	15.5	16.0	29.7	29.0	7.9	7.9
	13.4	21.7	43.3	47.6	7.5	8.1	41.0	42.0
	34.4	36.2	49.2	48.1	49.6	28.8	37.8	33.4
	14.2	14.7	46.7	46.9	6.2	9.2	51.2	51.0
	12.7	13.2	40.4	41.0	38.0	36.6	41.7	41.8
	12.1	10.3	40.4	39.5	9.3	12.4	21.9	21.0
	28.9	23.0	12.8	16.4	20.3	21.4	24.0	24.0
	50.0	25.7	10.0	10.0	60.0	30.0	41.7	44.4
	39.8	34.8	5.0	52.5	28.2	25.4	5.3	55.2

第3表 労働者

産業分類	区分	数						
		労働者總数の推移	男子労働者数の推移 (1)	女子労働者数の推移 (2)	有夫者数の推移 (3)	(2)×100 (1)×100	(3)×100 (2)×100	女子労働者の年間退職率 %
總計		105.9	104.7	109.1	111.8	104.2	102.5	26.2
D 鉱業		82.9	89.3	93.7	95.0	104.9	101.4	35.9
E 建設業		106.1	105.1	112.9	121.0	107.4	107.2	34.5
F 製造業 (計)		103.7	104.4	102.3	103.0	97.7	100.6	27.1
18 食料品製造業		97.5	95.1	100.1	104.7	105.3	104.6	42.1
19 たばこ製造業		101.6	101.4	102.2	104.2	100.8	102.0	7.1
20 繊維工業		99.2	102.0	98.2	104.5	96.3	106.4	27.3
21 衣服その他の繊維製品製造業		103.0	103.7	102.8	117.1	99.1	113.9	32.1
22 木材・木製品製造業		103.6	102.5	106.7	117.6	104.1	110.2	23.4
23 家具・装飾品製造業		104.7	102.7	109.0	115.6	106.1	106.0	22.6
24 パルプ・紙・紙加工品製造業		102.9	102.8	102.9	124.4	100.1	111.2	25.4
25 出版・印刷・同関連産業		99.8	100.1	98.8	108.1	98.7	109.4	28.9
26 化学工業		100.6	103.4	101.1	98.3	97.8	97.2	19.0
27 石油製品・石炭製品製造業		106.8	103.7	124.8	124.0	120.3	99.4	22.4
28 ゴム製品製造業		109.8	111.4	108.1	90.3	97.0	83.5	27.7
29 皮革・同製品製造業		85.9	86.9	84.2	91.4	96.9	108.6	20.0
30 窯業・土石製品製造業		108.8	102.2	107.6	112.7	105.3	104.7	27.2
31 鉄鋼業		113.6	110.3	108.0	103.4	97.9	96.7	30.9
32 非鉄金属製造業		106.9	106.7	110.3	120.7	101.5	109.4	18.7
33 金属製品製造業		111.2	111.0	111.8	119.6	100.7	107.0	33.6
34 機械製造業		113.6	112.2	121.3	135.4	106.1	111.6	28.7
35 電気機械器具製造業		110.0	111.6	107.7	121.8	96.6	113.1	22.4
36 輸送用機械器具製造業		110.2	109.9	113.0	110.0	102.8	97.3	21.8
37 計量器・測定器・科学機械・医療機械、 強化学機械、光学機械、時計製造業		107.9	103.7	114.2	146.1	110.1	127.9	15.0
38) 39) その他の製造業		92.3	90.6	94.7	100.8	104.6	106.4	33.8
G 電気業、小売業		107.2	104.9	110.2	135.7	105.1	105.0	28.6
H 金融・保険業		106.4	105.0	108.6	109.5	103.4	100.3	16.6
I 不動産業		100.4	99.1	102.0	109.1	103.7	106.1	30.3
J 運輸・通信業		102.8	100.6	108.3	113.4	107.7	104.4	17.4
K 電気・ガス・水道業		101.0	101.0	101.2	100.6	100.2	99.4	9.2
L サービス業		104.0	100.4	106.6	115.6	106.7	106.2	17.1

注 1. 昭和36年1月1日現在の各労働者数を100とした同年12月31日現在の指数である。

2. 「女子労働者の年間退職率」は昭和36年1月1日現在の女子労働者数を100として計算。

産業
總計
D 鉱
E 建
F 製
18 食
19 た
20 織
21 衣
22 木
23 家
24 パ
25 出
26 化
27 石
28 ゴ
29 皮
30 窯
31 鉄
32 非
33 金
34 機
35 電
36 輸
37 計
38) 39) そ
G 卸
H 金
I 不
J 運
K 電
L サービス

数の推移

30人～99人							100人～499人							500人以上						
労働者総 数の推移	男子労働 者数の推 移 (1)	女子労働 者数の推 移 (2)	有夫者数 の推 移 (3)	(2)×100 (1)	(3)×100 (2)	女子労働 者の年間 退職率 %	労働者総 数の推移	男子労働 者数の推 移 (1)	女子労働 者数の推 移 (2)	有夫者数 の推 移 (3)	(2)×100 (1)	(3)×100 (2)	女子労働 者の年間 退職率 %	労働者総 数の推移	男子労働 者数の推 移 (1)	女子労働 者数の推 移 (2)	有夫者数 の推 移 (3)	(2)×100 (1)	(3)×100 (2)	女子労働 者の年間 退職率 %
100.1	98.8	104.0	112.1	105.8	109.3	28.9	105.6	102.5	107.3	114.1	104.7	108.3	27.5	106.5	107.4	106.7	109.7	99.4	102.8	20.4
99.4	96.0	98.0	96.7	140.9	104.0	42.1	98.3	92.6	99.3	93.2	107.2	98.9	24.3	91.7	91.8	90.6	96.4	96.7	105.8	21.4
100.7	100.4	102.9	107.9	102.5	104.9	30.2	118.9	115.3	135.5	175.2	134.9	112.7	77.6	105.2	105.7	103.2	105.1	97.5	101.8	11.7
100.5	100.0	102.5	113.6	102.5	110.8	31.2	169.0	136.0	137.1	111.8	101.0	104.4	28.1	118.7	113.4	107.1	109.1	94.4	101.9	22.6
82.7	78.8	87.1	99.5	110.5	114.2	40.2	99.6	106.2	108.0	109.0	101.7	100.9	43.6	107.7	110.7	117.6	113.8	106.2	96.8	42.5
—	—	—	—	—	—	—	99.5	100.6	98.7	106.1	98.1	107.5	18.2	102.6	101.7	103.3	103.7	101.6	100.4	3.7
101.7	100.5	102.3	105.7	101.8	103.2	23.8	98.5	103.2	97.1	108.3	94.1	105.4	28.4	97.8	102.5	96.4	104.3	94.0	108.2	28.3
102.8	103.1	102.7	127.5	99.6	124.1	35.7	103.8	104.5	103.5	106.8	98.9	102.7	30.2	98.4	101.0	97.6	76.4	96.6	78.3	29.5
103.4	102.2	106.5	113.9	104.2	106.9	23.1	104.8	103.7	106.8	132.8	103.0	124.3	21.7	102.1	100.4	108.9	117.6	108.5	108.0	39.0
102.5	101.1	102.1	116.6	105.9	108.9	17.4	101.4	103.4	107.1	119.4	103.6	111.5	31.2	117.8	114.6	125.2	91.6	110.1	72.6	27.2
100.4	99.6	101.6	120.4	102.0	118.5	31.5	104.4	104.5	104.0	110.1	99.5	106.9	24.5	103.4	103.3	103.4	106.3	100.1	102.3	12.9
95.4	95.3	95.6	107.8	100.3	112.8	39.1	100.2	100.4	99.6	111.3	99.2	111.7	24.3	105.3	105.2	105.6	106.0	100.4	100.7	9.5
102.7	100.6	108.3	109.6	107.7	101.2	29.5	104.7	104.1	106.5	112.1	102.3	108.3	13.9	102.6	102.9	99.1	98.3	95.2	94.3	18.6
109.5	106.7	116.9	129.5	109.6	110.8	31.8	104.4	96.8	117.7	123.0	119.5	83.3	20.2	106.7	105.3	110.7	105.1	104.1	94.9	14.2
111.5	105.2	119.1	116.0	113.2	97.6	34.0	108.3	111.0	105.4	125.5	95.0	119.1	24.6	107.8	113.8	105.4	121.9	93.5	114.6	27.6
75.1	75.2	74.6	87.2	99.2	116.9	20.9	118.2	120.0	115.0	109.5	95.8	95.2	30.1	105.0	104.3	108.6	88.0	104.1	81.0	25.6
99.4	95.4	100.4	112.5	113.6	103.8	25.4	102.9	101.9	106.0	114.5	104.0	108.0	32.4	100.6	110.5	109.8	106.9	99.4	97.4	13.2
104.7	105.8	102.4	101.6	92.7	99.1	56.6	110.7	110.7	111.4	113.9	100.6	102.2	20.8	111.0	111.0	100.3	100.3	99.4	91.5	16.1
112.5	110.1	110.1	131.5	97.3	119.4	21.5	109.0	107.7	115.1	128.0	106.9	108.6	18.5	107.2	107.2	106.5	106.6	99.4	100.0	16.3
111.0	108.6	115.5	116.0	105.7	103.8	36.3	110.3	113.1	108.4	118.8	93.8	109.2	32.3	111.1	111.2	110.8	137.8	105.4	142.4	20.9
110.6	101.4	116.7	138.8	115.1	118.9	30.6	115.0	112.9	125.3	134.7	111.0	116.5	32.9	114.2	113.7	119.8	111.7	105.4	93.2	18.4
101.8	101.5	102.5	122.5	101.0	119.5	30.9	107.2	107.0	104.7	111.2	97.9	106.2	21.2	114.2	116.0	111.4	133.7	96.0	120.0	33.2
100.1	98.6	111.9	112.9	113.5	100.8	23.3	110.9	110.3	114.3	111.7	108.6	97.7	31.3	112.3	112.3	112.5	107.3	100.2	35.4	14.7
103.6	101.7	108.2	174.6	106.4	161.3	28.3	112.6	104.2	123.6	134.4	118.6	108.7	24.1	107.3	103.2	111.5	120.2	106.0	110.5	18.5
87.5	84.7	91.3	96.5	108.1	105.3	36.4	99.4	101.9	97.1	115.6	95.3	119.1	27.9	117.9	113.9	119.2	125.1	102.8	104.9	32.5
104.8	100.8	109.3	112.4	108.9	102.4	35.7	112.6	112.4	112.9	127.8	100.4	113.2	20.9	105.1	106.8	105.3	109.3	98.6	103.8	19.9
106.7	106.1	109.6	114.5	104.3	104.5	12.9	104.9	103.7	106.4	105.8	102.6	99.4	39.3	107.1	106.7	107.7	106.5	100.9	98.9	12.1
95.1	91.2	106.4	88.2	113.4	85.3	26.2	104.9	104.0	101.7	133.7	97.5	131.5	35.8	103.8	104.6	106.1	101.1	101.4	95.0	16.8
109.9	109.5	111.3	111.6	101.6	100.3	23.9	97.9	96.7	106.3	110.3	110.2	104.2	17.7	106.7	106.0	118.9	118.0	102.7	108.6	9.9
101.2	101.0	103.2	98.6	102.2	95.7	4.9	100.6	100.6	100.6	100.8	100.0	100.2	10.6	103.0	103.2	101.6	102.2	96.4	106.5	0.3
104.0	96.9	106.5	113.8	111.1	106.9	19.0	104.6	100.0	107.4	137.9	107.4	109.8	15.5	94.7	85.8	103.2	112.1	120.3	108.6	14.0

第4表 産前休業者

産業分類	区分	30人未満						30人以上					
		有夫者に 対する 割合			有夫者に 対する 割合			有夫者に 対する 割合			有夫者に 対する 割合		
		計	休業日 6週間 以内のもの	休業日 6週間 を超え るもの	休業日 不明のもの	1人 平均 休業日	計	休業日 6週間 以内のもの	休業日 6週間 を超え るもの	休業日 不明のもの	1人 平均 休業日	計	休業日 6週間 以内のもの
総計		11.3	100.0	65.9	28.1	6.0	35.8	8.9	100.0	96.2			
D 鉱業		5.7	100.0	81.7	9.4	8.9	31.4	1.9	100.0	100.0			
E 建設業		6.4	100.0	48.6	15.8	35.6	28.0	6.8	100.0	49.0			
F 製造業 (計)		10.5	100.0	69.8	24.3	5.9	34.6	7.7	100.0	69.1			
18 食品製造業		7.3	100.0	66.6	24.5	5.9	34.1	6.0	100.0	70.8			
19 たばこ製造業		18.4	100.0	69.7	29.6	0.7	33.5						
20 繊維工業		14.9	100.0	72.2	23.0	4.8	33.4	13.3	100.0	75.0			
21 衣服その他の繊維製品製造業		12.8	100.0	58.4	32.6	9.0	37.3	11.5	100.0	42.1			
22 木材、木製品製造業		5.5	100.0	78.7	8.9	12.4	29.2	5.0	100.0	78.7			
23 家具、装飾品製造業		5.1	100.0	77.5	18.8	3.7	28.8	4.0	100.0	83.3			
24 パルプ、紙、紙加工品製造業		10.0	100.0	65.4	33.1	1.5	36.8	8.3	100.0	60.0			
25 出版、印刷、同関連産業		17.6	100.0	80.9	19.0	0.1	33.2	18.2	100.0	100.0			
26 化学工業		15.2	100.0	76.4	19.5	4.1	40.0	8.8	100.0	20.0			
27 石油製品、石炭製品製造業		4.7	100.0	82.2	11.1	6.7	35.6	4.7	100.0	88.0			
28 プラスチック製品製造業		15.0	100.0	69.2	25.8	6.0	33.7	8.7	100.0	52.0			
29 皮革、同製品製造業		4.5	100.0	63.1	34.5	2.4	31.1	3.4	100.0	60.0			
30 窯業、土石製品製造業		8.1	100.0	77.2	19.3	3.5	34.8	6.9	100.0	82.8			
31 鉄鋼業		4.9	100.0	67.8	23.1	9.1	36.6	2.3	100.0	33.4			
32 非鉄金属製造業		12.1	100.0	62.1	33.0	4.9	34.6	7.4	100.0	100.0			
33 金属製品製造業		4.5	100.0	29.8	35.1	35.1	38.4	3.5	100.0	20.0			
34 機械製造業		8.2	100.0	78.9	11.4	12.7	27.1	4.5	100.0	100.0			
35 電気機械器具製造業		10.6	100.0	69.7	26.2	4.1	29.2	2.9	100.0	66.7			
36 輸送用機械器具製造業		6.3	100.0	42.3	35.2	22.6	35.2	8.6	100.0	33.8			
37 計量器、測定器、測量機械、医療機械、 理化学機械、光学機械、時計製造業		14.5	100.0	51.4	32.2	8.6	87.3	5.4	100.0	100.0			
38、39 その他の製造業		7.3	100.0	67.2	28.8	4.0	45.6	5.1	100.0	68.8			
G 卸売、小売業		6.5	100.0	58.4	35.6	6.0	38.2	3.0	100.0	83.7			
H 金融、保険業		8.2	100.0	62.0	32.2	6.8	32.6	8.4	100.0	63.6			
I 不動産業		4.5	100.0	60.8	16.2	23.3	36.9	5.3	100.0	50.0			
J 運輸、通信業		19.7	100.0	51.1	47.8	1.1	45.5	20.2	100.0	62.9			
K 電気、ガス、水道業		15.7	100.0	89.2	8.9	2.5	32.5	13.6	100.0	84.8			
L サービス業		15.5	100.0	75.4	16.4	8.2	26.5	19.3	100.0	78.7			

数及び休業日数

産業分類	区分	100人未満						100人～499人						500人以上					
		有夫者に 対する 割合			有夫者に 対する 割合			有夫者に 対する 割合			有夫者に 対する 割合			有夫者に 対する 割合			有夫者に 対する 割合		
		計	休業日 6週間 以内のもの	休業日 6週間 を超え るもの	休業日 不明のもの	1人 平均 休業日	計	休業日 6週間 以内のもの	休業日 6週間 を超え るもの	休業日 不明のもの	1人 平均 休業日	計	休業日 6週間 以内のもの	休業日 6週間 を超え るもの	休業日 不明のもの	1人 平均 休業日	計	休業日 6週間 以内のもの	休業日 6週間 を超え るもの
総計		23.9	6.9	31.2	10.9	100.0	62.8	30.3	6.8	35.2	18.4	100.0	65.5	30.6	3.9	36.7			
D 鉱業				26.8	3.4	100.0	80.0	13.3	6.7	31.6	10.4	100.0	79.9	9.4	10.7	33.6			
E 建設業		11.7	89.3	23.0	6.4	100.0	50.7	35.2	14.1	42.3	4.5	100.0	40.6	6.8	55.4	28.2			
F 製造業 (計)		24.9	6.0	36.9	10.4	100.0	68.9	22.8	8.3	81.0	18.1	100.0	71.7	25.6	2.8	85.9			
18 食品製造業		24.8	4.4	33.4	7.5	100.0	69.9	21.8	8.3	36.2	16.2	100.0	64.8	34.0	1.7	89.0			
19 たばこ製造業					21.1	100.0	77.1	22.3	0.6	33.6	17.7	100.0	67.3	31.9	0.8	35.8			
20 繊維工業		22.5	2.5	35.3	12.2	100.0	73.0	18.0	9.0	31.9	24.2	100.0	67.3	29.0	3.7	32.1			
21 衣服その他の繊維製品製造業		47.4	10.5	44.8	13.9	100.0	75.2	17.0	7.8	30.1	28.3	100.0	53.3	43.3	3.4	89.3			
22 木材、木製品製造業		7.1	14.2	29.2	7.0	100.0	83.4	8.3	8.3	27.9	8.5	100.0	48.5	46.3	3.4	42.2			
23 家具、装飾品製造業		16.7		26.8	6.7	100.0	72.0	23.4	4.3	82.3	8.6	100.0	71.0	12.9	6.1	80.0			
24 パルプ、紙、紙加工品製造業		40.0		41.0	9.9	100.0	55.8	42.3	1.9	38.8	14.4	100.0	82.4	15.1	2.5	38.4			
25 出版、印刷、同関連産業				29.7	13.2	100.0	57.5	37.8	4.7	30.8	19.8	100.0	61.2	36.8	2.0	38.7			
26 化学工業		70.0	10.0	52.1	10.4	100.0	68.0	23.3	8.4	31.7	21.5	100.0	97.6	10.9	1.6	89.2			
27 石油製品、石炭製品製造業		12.0		33.9	5.2	100.0	78.3	6.7	20.0	38.7	3.6	100.0	80.0	20.0		36.6			
28 プラスチック製品製造業		40.0	8.0	40.6	12.4	100.0	53.8	36.6	9.6	36.1	24.7	100.0	53.1	15.0	1.9	50.0			
29 皮革、同製品製造業		40.0		17.0	9.0	100.0	64.5	29.0	6.5	27.3	6.0	100.0	100.0			26.7			
30 窯業、土石製品製造業		17.2		28.0	7.7	100.0	78.6	15.7	5.7	38.7	18.8	100.0	64.7	30.2	5.1	35.9			
31 鉄鋼業		33.3	33.3	58.1	3.0	100.0	20.0	80.0		55.0	8.2	100.0	84.4	11.6	4.0	30.6			
32 非鉄金属製造業				22.6	11.9	100.0	52.1	27.9	10.6	33.9	14.2	100.0	58.6	48.8	10.7	86.0			
33 金属製品製造業		20.0	60.0	32.5	6.0	100.0	49.0	50.0	10.0	89.3	13.1	100.0	41.2	58.8		51.0			
34 機械製造業				17.8	5.4	100.0	64.0	12.0	24.0	26.4	10.1	100.0	76.4	17.9	6.7	87.3			
35 電気機械器具製造業		33.3		26.3	14.1	100.0	70.1	22.4	7.5	24.0	15.6	100.0	69.8	28.9	1.3	88.2			
36 輸送用機械器具製造業		16.7	50.0	30.3	4.0	100.0	40.0	60.0		36.2	8.0	100.0	65.4	33.0	13.6	87.0			
37 計量器、測定器、測量機械、医療機械、 理化学機械、光学機械、時計製造業				41.3	15.5	100.0	58.5	29.5	12.2	38.8	18.2	100.0	68.7	39.4	4.9	38.1			
38、39 その他の製造業		31.2		53.8	15.6	100.0	68.6	26.9	9.6	34.2	14.8	100.0	68.0	13.4	1.8	84.1			
G 卸売、小売業		14.3		21.9	10.7	100.0	46.5	50.0	3.1	14.2	16.4	100.0	42.4	37.6	19.3	64.6			
H 金融、保険業		27.3	9.1	29.0	3.6	100.0	69.6	21.7	8.7	51.5	17.2	100.0	57.1	41.8	1.1	36.4			
I 不動産業			10.0	27.0	7.1	100.0	66.7	27.5	6.5	50.6		100.0							
J 運輸、通信業		37.1		35.8	18.7	100.0	85.0	66.7		40.4	26.3	100.0	64.7	42.8	8.0	81.0			
K 電気、ガス、水道業		15.5		18.8	16.7	100.0	92.0	4.6	3.2	89.6	13.3	100.0	77.5	2.5	1.4	82.2			
L サービス業		18.8	7.6	17.6	15.7	100.0	71.6	19.1	9.3	80.8	14.7	100.0	77.8	20.2	2.0	88.5			

第5表 産 後 休 業 者

産業分類	規 模 区 分	総 数					30 人 以 上				
		休 業 日 数 別 産 者 数				1人平均 産後休業 日 数	休 業 日 数 別 産 者 数				1人平均 産後休業 日 数
		計	5-6週間 のもの	6週間を 超えるもの	休業日数 不明のもの		計	5-6週間 のもの	6週間を 超えるもの	休業日数 不明のもの	
総 計		100.0	55.2	37.8	7.0	45.2	100.0	51.8	37.8	10.4	45.2
D 鉱 業		100.0	77.3	17.7	5.0	41.8	100.0	—	—	—	—
B 建 設 業		100.0	50.0	25.0	25.0	44.1	100.0	45.5	—	—	—
F 製 造 業 (計)		100.0	52.1	38.2	9.7	47.0	100.0	38.0	—	—	—
18 食 料 品 製 造 業		100.0	41.5	52.5	6.0	53.9	100.0	20.2	—	—	—
19 た ば こ 製 造 業		100.0	46.9	53.2	—	46.8	—	—	—	—	—
20 織 維 工 業		100.0	56.4	32.9	10.7	48.4	100.0	42.9	—	—	—
21 衣服その他の繊維製品製造業		100.0	33.2	52.5	14.3	49.0	100.0	21.1	—	—	—
22 木 材、木 製 品 製 造 業		100.0	29.9	36.2	33.9	58.8	100.0	29.1	—	—	—
23 農 具、装 飾 品 製 造 業		100.0	44.1	42.8	13.1	46.7	100.0	50.0	—	—	—
24 パルプ、紙、紙工品製造業		100.0	49.2	49.0	1.8	49.0	100.0	28.5	—	—	—
25 出版、印刷、同関連産業		100.0	42.2	41.8	16.0	50.8	100.0	14.3	—	—	—
26 化 学 工 業		100.0	80.2	18.9	0.9	44.9	100.0	25.0	—	—	—
27 石油製品石炭製品製造業		100.0	50.0	36.4	13.6	50.9	100.0	35.7	—	—	—
28 プラスチック製品製造業		100.0	54.8	35.7	9.5	47.6	100.0	36.0	—	—	—
29 皮革、同製品製造業		100.0	57.5	16.5	26.0	31.4	100.0	75.0	—	—	—
30 窯業、土石製品製造業		100.0	48.4	47.0	4.6	46.5	100.0	50.9	—	—	—
31 鉄 鋼 業		100.0	66.5	23.5	10.0	42.4	100.0	89.4	—	—	—
32 非鉄金属製造業		100.0	41.4	52.6	6.0	50.7	100.0	33.3	—	—	—
33 金属製品製造業		100.0	22.9	35.7	41.4	32.8	100.0	20.0	—	—	—
34 機 械 製 造 業		100.0	68.7	20.2	11.1	40.7	100.0	100.0	—	—	—
35 電気機械器具製造業		100.0	60.4	34.8	4.8	55.9	100.0	100.0	—	—	—
36 輸送用機械器具製造業		100.0	51.9	30.2	17.9	45.6	100.0	33.4	—	—	—
37 計量器、測定器、測量機械、医療機器、 物理化学機器、光学機器、時計製造業		100.0	58.5	34.6	6.9	53.3	100.0	33.3	—	—	—
38 そ の 他 の 機 械 業		100.0	42.8	44.5	12.7	43.4	100.0	45.0	—	—	—
G 卸 売 業、小 売 業		100.0	58.7	27.2	14.1	41.6	100.0	85.7	—	—	—
H 金 融 保 険 業		100.0	64.9	34.6	0.5	41.9	100.0	80.0	—	—	—
I 不 動 産 業		100.0	68.0	24.0	8.0	45.1	100.0	100.0	—	—	—
J 通 信 業		100.0	42.0	56.2	1.8	55.7	100.0	58.8	—	—	—
K 電 気、ガ ス、水 道 業		100.0	78.0	19.2	2.8	48.5	100.0	67.2	—	—	—
L サービス業		100.0	79.0	20.0	0.7	59.5	100.0	71.5	—	—	—

数 及 び、休 業 日 数

産業分類	規 模 区 分	～ 99 人					100 人 ～ 499 人					500 人 以 上				
		休 業 日 数 別 産 者 数 (%)				1人平均 産後休業 日 数	休 業 日 数 別 産 者 数 (%)				1人平均 産後休業 日 数	休 業 日 数 別 産 者 数 (%)				1人平均 産後休業 日 数
		計	5-6週間 のもの	6週間を 超えるもの	休業日数 不明のもの		計	5-6週間 のもの	6週間を 超えるもの	休業日数 不明のもの		計	5-6週間 のもの	6週間を 超えるもの	休業日数 不明のもの	
総 計		36.8	11.6	45.3	43.4	45.3	100.0	53.8	40.3	5.9	43.4	100.0	61.4	36.0	2.6	47.0
D 鉱 業		75.0	25.0	46.7	—	46.7	100.0	93.0	—	7.0	41.3	100.0	82.9	15.2	1.9	41.5
B 建 設 業		22.1	32.4	45.8	—	45.8	100.0	63.4	35.2	1.4	41.2	100.0	55.6	22.2	22.2	29.9
F 製 造 業 (計)		44.7	17.3	49.8	—	49.8	100.0	50.8	40.7	8.5	47.6	100.0	68.2	28.9	2.9	43.1
18 食 料 品 製 造 業		76.9	2.9	74.4	—	74.4	100.0	50.0	41.0	9.0	40.2	100.0	72.9	24.3	2.8	42.3
19 た ば こ 製 造 業		—	—	—	—	—	100.0	57.1	42.9	—	47.4	100.0	44.6	55.4	—	46.7
20 織 維 工 業		37.1	20.0	44.9	—	44.9	100.0	64.9	28.5	6.6	55.9	100.0	64.0	32.2	3.8	44.2
21 衣服その他の繊維製品製造業		60.5	18.4	51.9	—	51.9	100.0	46.0	43.3	10.7	45.3	100.0	26.6	66.7	6.7	49.3
22 木 材、木 製 品 製 造 業		28.4	42.5	54.6	—	54.6	100.0	31.7	58.5	9.8	59.0	100.0	35.7	64.3	—	47.0
23 農 具、装 飾 品 製 造 業		65.3	16.7	42.2	—	42.2	100.0	34.0	55.3	10.7	52.3	100.0	51.6	41.9	6.5	45.7
24 パルプ、紙、紙工品製造業		71.5	—	54.9	—	54.9	100.0	45.1	32.9	2.0	48.2	100.0	75.0	21.6	3.4	49.7
25 出版、印刷、同関連産業		57.1	28.6	63.2	—	63.2	100.0	49.6	45.5	4.9	38.9	100.0	84.4	15.2	0.4	43.8
26 化 学 工 業		75.0	—	56.0	—	56.0	100.0	70.7	29.3	—	46.4	100.0	37.2	11.5	1.2	43.6
27 石油製品石炭製品製造業		42.9	21.4	57.5	—	57.5	100.0	72.7	27.3	—	42.1	100.0	30.0	20.0	—	41.2
28 プラスチック製品製造業		52.0	12.0	61.3	—	61.3	100.0	31.9	47.3	20.8	53.2	100.0	71.4	24.5	4.1	55.5
29 皮革、同製品製造業		—	25.0	12.7	—	12.7	100.0	30.0	40.0	30.0	56.6	100.0	100.0	—	—	42.0
30 窯業、土石製品製造業		49.1	—	40.5	—	40.5	100.0	40.6	50.7	8.7	53.2	100.0	61.0	36.8	2.2	31.6
31 鉄 鋼 業		33.3	33.3	83.6	—	83.6	100.0	20.0	80.0	—	71.8	100.0	83.8	11.6	5.1	29.3
32 非鉄金属製造業		66.7	—	14.0	—	14.0	100.0	36.9	55.4	7.7	46.2	100.0	43.0	45.4	6.0	45.3
33 金属製品製造業		20.0	60.0	29.5	—	29.5	100.0	22.2	55.6	22.2	31.3	100.0	50.0	46.9	3.1	39.9
34 機 械 製 造 業		—	—	89.0	—	89.0	100.0	47.6	28.6	23.8	31.1	100.0	55.3	29.0	5.7	42.2
35 電気機械器具製造業		—	—	17.5	—	17.5	100.0	43.8	48.4	7.8	32.3	100.0	22.2	25.5	2.0	32.3
36 輸送用機械器具製造業		33.3	33.3	69.8	—	69.8	100.0	45.7	46.7	6.6	29.1	100.0	75.9	12.6	11.5	41.2
37 計量器、測定器、測量機械、医療機器、 物理化学機器、光学機器、時計製造業		66.7	—	110.7	—	110.7	100.0	40.0	47.5	12.5	48.8	100.0	72.8	22.0	5.4	44.6
38 そ の 他 の 機 械 業		40.0	15.0	38.5	—	38.5	100.0	37.5	52.9	9.6	50.0	100.0	62.2	34.8	3.0	48.6
G 卸 売 業、小 売 業		—	14.3	24.0	—	24.0	100.0	80.0	24.1	21.9	35.4	100.0	44.5	51.5	4.0	60.0
H 金 融 保 険 業		20.0	—	42.9	—	42.9	100.0	69.0	31.0	—	42.9	100.0	49.4	49.4	1.0	40.0
I 不 動 産 業		—	—	63.6	—	63.6	100.0	80.0	37.5	12.5	51.1	—	—	—	—	—
J 通 信 業		68.2	3.0	47.3	—	47.3	100.0	17.8	62.2	—	43.3	100.0	47.4	50.6	2.0	70.4
K 電 気、ガ ス、水 道 業		62.8	—	44.8	—	44.8	100.0	88.1	13.5	3.4	43.8	100.0	20.6	25.4	4.0	45.6
L サービス業		28.4	—	40.9	—	40.9	100.0	64.6	14.5	1.2	37.3	100.0	52.4	16.6	1.0	49.2

第6表 生・死・産

別 件 数

産業分類	規 模 区 分	総 数			30 人 ~	
		計	出 生	死 産	計	出 生
総 計		100.0	94.5	5.5	100.0	92.8
D 鉱 業		100.0	98.2	1.8	100.0	100.0
E 建 設 業		100.0	99.4	0.6	100.0	100.0
F 製 造 業 (計)		100.0	93.3	6.7	100.0	90.7
18 食 料 品 製 造 業		100.0	94.4	5.6	100.0	95.4
19 た ば こ 製 造 業		100.0	92.5	7.5	—	—
20 織 維 工 業		100.0	93.7	6.3	100.0	91.2
21 衣服その他の繊維製品製造業		100.0	93.9	6.1	100.0	92.1
22 木 材 木 製 品 製 造 業		100.0	89.4	10.6	100.0	88.4
23 家 具 装 備 品 製 造 業		100.0	90.2	9.8	100.0	83.3
24 パルプ、紙、紙工品製造業		100.0	96.9	3.1	100.0	100.0
25 出版印刷、同関連産業		100.0	98.2	1.8	100.0	100.0
26 化 学 工 業		100.0	94.8	5.2	100.0	90.0
27 石油製品、石炭製品製造業		100.0	93.6	6.4	100.0	100.0
28 ゴム製品製造業		100.0	95.4	4.6	100.0	100.0
29 皮革、同製品製造業		100.0	93.2	6.8	100.0	100.0
30 窯業、土石製品製造業		100.0	96.7	3.3	100.0	94.5
31 鉄 鋼 業		100.0	89.4	10.6	100.0	65.7
32 非鉄金属製造業		100.0	96.2	3.8	100.0	100.0
33 金属製品製造業		100.0	100.0	—	100.0	100.0
34 機 械 製 造 業		100.0	75.5	24.5	100.0	50.0
35 電気機械器具製造業		100.0	95.8	4.2	100.0	100.0
36 輸送用機械器具製造業		100.0	82.3	17.7	100.0	66.7
37 計量器、測定器、測量機械、医療機械、 理化学機械、光学機械、時計製造業		100.0	96.9	3.1	100.0	100.0
38 39 その他の製造業		100.0	87.9	12.1	100.0	85.0
G 卸 売 業、小 売 業		100.0	94.6	5.4	100.0	85.7
H 金 融、保 険 業		100.0	92.5	7.5	100.0	90.0
I 不 動 産 業		100.0	92.0	8.0	100.0	100.0
J 通 信 業		100.0	98.0	2.0	100.0	100.0
K 電 気、ガ ス、水 道 業		100.0	97.3	2.7	100.0	100.0
L サ ー ビ ス 業		100.0	93.0	7.0	100.0	91.2

99 人	100 人 ~ 499 人			500 人 以 上		
	死 産	計	出 生	死 産	計	出 生
7.2	100.0	96.0	4.0	100.0	94.7	5.3
—	100.0	100.0	—	100.0	97.4	2.6
—	100.0	100.0	—	100.0	87.5	12.5
9.3	100.0	94.6	5.4	100.0	94.7	5.3
4.6	100.0	92.9	7.1	100.0	97.1	2.9
—	100.0	91.1	8.9	100.0	92.7	7.3
8.8	100.0	95.6	4.4	100.0	94.8	5.2
7.9	100.0	95.4	4.6	100.0	96.7	3.3
11.6	100.0	90.2	9.8	100.0	96.4	3.6
16.7	100.0	100.0	—	100.0	90.3	9.7
—	100.0	96.1	3.9	100.0	94.5	5.5
—	100.0	95.0	5.0	100.0	96.9	3.1
10.0	100.0	96.6	3.4	100.0	94.6	5.4
—	100.0	78.6	21.4	100.0	100.0	—
—	100.0	93.3	6.7	100.0	94.1	5.9
—	100.0	86.7	13.3	100.0	66.7	33.3
5.5	100.0	98.4	1.6	100.0	96.5	3.5
33.3	100.0	100.0	—	100.0	94.0	6.0
—	100.0	92.4	7.6	100.0	98.5	1.5
—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—
50.0	100.0	81.0	19.0	100.0	92.9	7.1
—	100.0	96.9	3.1	100.0	94.0	6.0
33.3	100.0	85.7	14.3	100.0	95.5	4.5
—	100.0	94.9	5.1	100.0	97.4	2.6
15.0	100.0	92.3	7.7	100.0	92.4	7.6
14.3	100.0	100.0	—	100.0	96.2	3.8
10.0	100.0	97.6	2.4	100.0	92.9	7.1
—	100.0	87.5	12.5	—	—	—
—	100.0	99.8	0.2	100.0	96.0	4.0
—	100.0	95.7	4.3	100.0	97.1	2.9
8.8	100.0	95.4	4.6	100.0	95.9	4.1

第7表 妊娠又は分娩

産業分類	区分	総数					30人～	
		妊産婦に対する退職者の割合	退職時期別に見た妊産婦の退職者数				妊産婦に対する退職者の割合	計
			計	産前休業中の退職者数	産前産後休業中の退職者数	産後休業後の退職者数		
計		46.0	100.0	39.5	17.6	42.9	51.2	100.0
D 鉱業		27.7	100.0	39.1	14.5	46.4	—	—
E 建設業		46.0	100.0	85.0	0.5	14.5	40.6	100.0
F 製造業 (計)		55.9	100.0	32.4	22.3	45.3	63.9	100.0
18 食料品製造業		73.8	100.0	27.9	13.4	58.7	82.5	100.0
19 たばこ製造業		5.6	100.0	5.5	2.8	91.7	—	—
20 繊維工業		40.9	100.0	14.5	38.0	47.5	42.1	100.0
21 衣服その他の繊維製品製造業		46.7	100.0	22.1	15.9	62.0	46.5	100.0
22 木材、木製品製造業		68.3	100.0	21.4	27.5	51.1	69.0	100.0
23 家具、装備品製造業		57.6	100.0	45.6	15.3	38.9	66.6	100.0
24 パルプ、紙、紙工品製造業		62.3	100.0	28.2	12.7	59.1	68.9	100.0
25 出版、印刷、同関連産業		55.9	100.0	52.6	25.0	22.4	63.9	100.0
26 化学工業		40.5	100.0	31.4	22.6	46.0	66.6	100.0
27 石油製品石炭製品製造業		55.6	100.0	55.0	15.0	30.0	43.8	100.0
28 ゴム製品製造業		52.5	100.0	19.7	15.3	65.0	51.4	100.0
29 皮革、同製品製造業		83.6	100.0	66.6	31.6	12.8	90.8	100.0
30 窯業、土石製品製造業		72.2	100.0	18.7	35.8	50.5	98.5	100.0
31 鉄鋼業		56.7	100.0	46.6	40.1	18.3	75.0	100.0
32 非鉄金属製造業		66.0	100.0	66.0	6.3	27.8	78.6	100.0
33 金属製品製造業		92.4	100.0	91.0	18.0	31.0	83.5	100.0
34 機械製造業		68.1	100.0	49.3	19.4	31.1	52.1	100.0
35 電気機械器具製造業		69.4	100.0	41.6	28.9	34.5	55.6	100.0
36 輸送用機械器具製造業		67.1	100.0	59.4	9.3	31.0	37.5	100.0
37 計器、測定器、測量機械、圧液機械、理化学機械、光学機械、時計製造業		70.1	100.0	45.2	15.0	39.8	100.0	100.0
38 その他の製造業		70.9	100.0	38.4	15.1	45.5	66.6	100.0
G 卸売業、小売業		74.8	100.0	67.0	5.8	27.2	86.8	100.0
H 金融、保険業		37.8	100.0	74.0	12.0	15.7	21.2	100.0
I 不動産賃貸業		81.4	100.0	70.0	0.5	9.4	92.4	100.0
J 運輸通信業		17.9	100.0	29.4	6.4	64.2	15.7	100.0
K 電気、ガス、水道業		33.5	100.0	49.3	10.6	40.1	29.4	100.0
L サービス業		24.5	100.0	31.4	8.9	69.7	30.0	100.0

による退職状況

99人未満	100人～499人	500人以上	退職時期別に見た妊産婦の退職者数					30人～	
			計	退職時期別に見た妊産婦の退職者数				妊産婦に対する退職者の割合	計
				計	産前休業中の退職者数	産前産後休業中の退職者数	産後休業後の退職者数		
計			44.4	100.0	35.8	17.4	48.8	40.1	100.0
D 鉱業			—	—	—	—	—	—	—
E 建設業			98.6	100.0	50.8	—	49.2	65.6	100.0
F 製造業 (計)			34.8	100.0	28.6	20.6	50.8	45.0	100.0
18 食料品製造業			24.6	100.0	38.8	10.5	50.7	10.2	100.0
19 たばこ製造業			—	—	—	—	—	—	—
20 繊維工業			5.9	100.0	24.2	11.3	64.5	38.4	100.0
21 衣服その他の繊維製品製造業			25.0	100.0	43.5	17.4	19.1	63.6	100.0
22 木材、木製品製造業			27.4	100.0	42.5	6.9	20.7	72.4	100.0
23 家具、装備品製造業			60.0	100.0	33.4	49.1	10.0	46.8	100.0
24 パルプ、紙、紙工品製造業			20.0	100.0	70.0	64.3	31.3	15.6	100.0
25 出版、印刷、同関連産業			57.7	100.0	14.1	69.1	47.1	35.3	100.0
26 化学工業			35.7	100.0	21.5	52.0	25.0	8.4	100.0
27 石油製品石炭製品製造業			—	—	—	—	—	—	—
28 ゴム製品製造業			37.6	100.0	56.1	58.4	12.8	37.1	100.0
29 皮革、同製品製造業			60.0	100.0	10.0	33.3	46.8	60.1	100.0
30 窯業、土石製品製造業			18.7	100.0	27.2	37.4	11.6	79.4	100.0
31 鉄鋼業			33.3	100.0	66.7	100.0	54.6	9.2	100.0
32 非鉄金属製造業			100.0	100.0	57.5	100.0	38.8	10.2	100.0
33 金属製品製造業			70.0	100.0	30.0	11.6	20.0	60.0	100.0
34 機械製造業			75.0	100.0	25.0	74.3	38.7	34.7	100.0
35 電気機械器具製造業			66.6	100.0	16.7	66.3	20.8	43.4	100.0
36 輸送用機械器具製造業			66.6	100.0	33.4	88.1	52.8	16.1	100.0
37 計器、測定器、測量機械、圧液機械、理化学機械、光学機械、時計製造業			33.3	100.0	50.0	24.0	45.8	16.5	100.0
38 その他の製造業			39.1	100.0	47.8	64.6	34.4	19.3	100.0
G 卸売業、小売業			75.0	100.0	25.0	70.9	69.0	15.4	100.0
H 金融、保険業			66.6	100.0	14.4	45.0	55.6	11.1	100.0
I 不動産賃貸業			66.6	100.0	16.7	11.8	71.8	24.7	100.0
J 運輸通信業			16.7	100.0	63.6	28.8	66.6	33.4	100.0
K 電気、ガス、水道業			59.0	100.0	25.0	32.8	59.0	48.9	100.0
L サービス業			61.0	100.0	60.4	18.7	81.0	34.0	100.0

第8表 産前における

軽易業務転換状況

産業分類	規 模 区 分	総 数				30 人 以 上	
		妊婦に對 する転換 者の割合	転換時期別に見た転換者数		妊婦に對 する転換 者の割合	転換時期	
			計	産前6週間 より前に転換 した者		計	
総 計		8.2	100.0	71.6	28.4	9.3	100.0
D 鉱 業		1.2	100.0	100.0	—	—	—
E 建 設 業		13.3	100.0	100.0	—	18.2	100.0
F 製 造 業 (計)		8.8	100.0	78.5	21.5	4.8	100.0
18 食 料 品 製 造 業		24.1	100.0	93.8	6.2	14.0	100.0
19 た ば こ 製 造 業		4.8	100.0	100.0	—	—	—
20 織 維 工 業		6.8	100.0	85.3	14.7	4.9	100.0
21 衣服その他繊維製品製造業		12.7	100.0	82.2	17.8	14.0	100.0
22 木 材、木 製 品 製 造 業		13.8	100.0	88.5	11.5	12.4	100.0
23 家 具、装 備 品 製 造 業		12.0	100.0	85.0	15.0	11.1	100.0
24 パルプ、紙、紙工品製造業		12.5	100.0	74.8	25.2	5.9	100.0
25 出 版、印 刷、同 関 連 産 業		10.5	100.0	—	100.0	18.0	100.0
26 化 学 工 業		5.9	100.0	82.4	17.6	—	—
27 石 油 製 品、石 炭 製 品 製 造 業		8.9	100.0	100.0	—	14.0	100.0
28 プラスチック製品製造業		23.6	100.0	51.4	48.6	9.7	100.0
29 皮 革、同 製 品 製 造 業		3.8	100.0	100.0	—	—	—
30 窯 業、土 石 製 品 製 造 業		7.3	100.0	90.8	9.2	13.4	100.0
31 鉄 鋼 業		0.5	100.0	50.0	50.0	—	—
32 非 鉄 金 属 製 造 業		0.4	100.0	—	100.0	—	—
33 金 属 製 品 製 造 業		4.5	100.0	100.0	—	—	—
34 機 械 製 造 業		9.8	100.0	52.4	47.6	16.7	100.0
35 電 気 機 械、器 具 製 造 業		1.3	100.0	23.1	76.9	—	—
36 輸 送 用 機 械、器 具 製 造 業		3.5	100.0	52.8	47.2	—	—
37 計量器、測定器、測量機械、医療機械、 理化学機械、光学機械、時計製造業		8.0	100.0	100.0	—	20.0	100.0
38 その他製造業		2.0	100.0	98.0	2.0	—	—
G 卸 売 業、小 売 業		7.3	100.0	70.0	29.7	5.3	100.0
H 金 融、保 険 業		2.9	100.0	100.0	—	5.9	100.0
I 不 動 産 業		0.9	100.0	100.0	—	—	—
J 運 輸、通 信 業		5.4	100.0	42.1	57.9	5.6	100.0
K 電 気、ガ ス、水 道 業		1.0	100.0	100.0	—	—	—
L サ ー ビ ス 業		12.8	100.0	55.2	44.8	18.5	100.0

別に見た転換者数 産前6週間産前6週間 より前に転換した者	99 人	100 人 ～ 499 人				500 人 以 上			
		妊婦に對 する転換 者の割合	転換時期別に見た転換者数		妊婦に對 する転換 者の割合	転換時期別に見た転換者数		妊婦に對 する転換 者の割合	転換時期
			計	産前6週間 より前に転換 した者		計	産前6週間 より前に転換 した者		
76.0	24.0	9.6	100.0	68.5	33.5	4.9	100.0	72.1	27.9
—	—	4.5	100.0	100.0	—	—	—	—	—
100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
79.0	21.0	11.5	100.0	83.5	16.5	7.4	100.0	59.2	40.8
100.0	—	29.9	100.0	90.4	9.6	86.6	100.0	92.9	7.1
—	—	1.1	100.0	100.0	—	6.0	100.0	100.0	—
100.0	—	8.8	100.0	92.3	7.7	7.5	100.0	63.4	36.6
83.3	16.7	12.7	100.0	81.0	19.0	—	—	—	—
100.0	—	20.0	100.0	50.0	50.0	2.9	100.0	100.0	—
100.0	—	16.7	100.0	70.0	30.0	—	—	—	—
100.0	—	20.0	100.0	61.5	38.5	10.9	100.0	90.9	9.1
—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	13.0	100.0	40.0	—	4.0	100.0	57.1	42.9
400.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100.0	—	26.3	100.0	60.0	40.0	29.1	100.0	40.9	59.1
—	—	13.3	100.0	100.0	—	—	—	—	—
100.0	—	2.7	100.0	50.0	50.0	5.7	100.0	90.5	9.5
—	—	—	—	—	—	0.7	100.0	60.0	40.0
—	—	1.2	100.0	—	100.0	—	—	—	—
—	—	15.4	100.0	100.0	—	3.8	100.0	100.0	—
—	100.0	8.7	100.0	100.0	—	9.0	100.0	100.0	—
—	—	2.6	100.0	—	100.0	0.7	100.0	100.0	—
—	—	10.6	100.0	66.7	33.3	9.5	100.0	—	100.0
100.0	—	1.6	100.0	100.0	—	—	—	—	—
—	—	8.2	100.0	100.0	—	1.7	100.0	50.0	50.0
—	100.0	12.7	100.0	100.0	—	8.2	100.0	50.0	50.0
100.0	—	—	—	—	—	0.1	100.0	100.0	—
—	—	1.4	100.0	100.0	—	—	—	—	—
100.0	—	10.2	100.0	—	100.0	4.2	100.0	100.0	—
—	—	1.3	100.0	100.0	—	—	—	—	—
58.2	41.8	5.5	100.0	28.1	71.9	4.8	100.0	100.0	—

第9表 育 児 時

業 分 類	規 模 区 分	30 分 以 上					
		産婦のうち 育児時間を 請求した者の 割合			産婦のうち 育児時間を 請求した者の 割合		
		計	1日2回 30分を 与えら れた者	1日2回 30分を 与えら れた者	計	1日2回 30分を 与えら れた者	1日2回 30分を 与えら れた者
総 計		34.2	100.0	49.8	50.2	28.9	100.0
D 鉱 業		30.2	100.0	84.6	15.4	76.0	100.0
E 建 設 業		6.6	100.0	100.0	—	—	—
F 製 造 業 (計)		25.5	100.0	92.3	7.7	22.3	100.0
18 食 料 品 製 造 業		14.8	100.0	88.8	11.2	54.4	100.0
19 た ば こ 製 造 業		72.5	100.0	96.8	3.2	—	—
20 織 維 工 業		34.4	100.0	91.5	8.5	48.2	100.0
21 衣服その他の繊維製品製造業		21.5	100.0	96.8	3.2	11.4	100.0
22 木材木製品製造業		12.7	100.0	79.3	20.7	84.0	100.0
23 家具装飾品製造業		7.4	100.0	100.0	—	—	—
24 パルプ紙紙工品製造業		27.3	100.0	94.6	5.4	14.6	100.0
25 出版印刷関連産業		22.9	100.0	98.0	2.0	—	—
26 化 学 工 業		20.0	100.0	84.7	15.3	—	—
27 石油製品石炭製品製造業		24.4	100.0	100.0	—	36.0	100.0
28 ゴム製品製造業		29.7	100.0	88.3	11.7	41.6	100.0
29 皮革同製品製造業		46.5	100.0	100.0	—	—	—
30 窯業土石製品製造業		15.9	100.0	98.4	1.6	—	—
31 鉄 鋼 業		24.2	100.0	100.0	—	—	—
32 非鉄金属製造業		14.7	100.0	100.0	—	—	—
33 金属製品製造業		16.1	100.0	—	100.0	20.0	100.0
34 機 械 製 造 業		49.4	100.0	100.0	—	—	—
35 電気機械器具製造業		24.4	100.0	100.0	—	—	—
36 輸送用機械器具製造業		29.7	100.0	100.0	—	—	—
37 計量器測定器計量機械器具製造業 理化学機械、光学機械、時計製造業		10.7	100.0	100.0	—	—	—
38 其 他 の 製 造 業		16.7	100.0	95.4	4.6	15.8	100.0
G 卸 売 業 小 売 業		12.4	100.0	76.1	23.9	—	—
H 金 融 保 険 業		27.0	100.0	23.2	76.8	100.0	100.0
I 不 動 産 業		4.0	100.0	100.0	—	—	—
J 運 輸 通 信 業		76.5	100.0	8.9	91.1	65.4	100.0
K 電 気 力 ス 水 道 業		38.0	100.0	100.0	—	66.6	100.0
L サ ー ビ ス 業		17.0	100.0	90.6	9.4	26.1	100.0

間 請 求 状 況

業 分 類	規 模 区 分	30 分 以 上					
		産婦のうち 育児時間を 請求した者の 割合			産婦のうち 育児時間を 請求した者の 割合		
		計	1日2回 30分を 与えら れた者	1日2回 30分を 与えら れた者	計	1日2回 30分を 与えら れた者	1日2回 30分を 与えら れた者
99 人 別に見た育児 請求実人員		50.5	49.5	31.8	100.0	55.0	45.0
100 人 ~ 499 人		—	—	41.0	100.0	56.3	43.7
500 人 以上		—	—	28.3	100.0	100.0	—
総 計		87.4	12.6	22.8	100.0	91.3	8.7
D 鉱 業		100.0	—	17.6	100.0	82.6	17.4
E 建 設 業		—	—	80.7	100.0	100.0	—
F 製 造 業 (計)		85.7	14.3	23.1	100.0	93.3	6.7
18 食 料 品 製 造 業		100.0	—	33.2	100.0	95.7	4.3
19 た ば こ 製 造 業		100.0	—	21.0	100.0	75.0	25.0
20 織 維 工 業		100.0	—	13.6	100.0	100.0	—
21 衣服その他の繊維製品製造業		100.0	—	33.3	100.0	96.3	3.7
22 木材木製品製造業		—	—	39.6	100.0	100.0	—
23 家具装飾品製造業		—	—	46.1	100.0	33.3	66.7
24 パルプ紙紙工品製造業		100.0	—	9.1	100.0	100.0	—
25 出版印刷関連産業		100.0	—	15.1	100.0	100.0	—
26 化 学 工 業		—	—	8.7	100.0	100.0	—
27 石油製品石炭製品製造業		—	—	15.2	100.0	100.0	—
28 ゴム製品製造業		—	—	—	—	27.0	73.0
29 皮革同製品製造業		—	—	—	—	31.8	68.2
30 窯業土石製品製造業		—	—	—	—	10.0	90.0
31 鉄 鋼 業		—	—	—	—	14.8	85.2
32 非鉄金属製造業		—	—	—	—	10.0	90.0
33 金属製品製造業		—	—	—	—	10.0	90.0
34 機 械 製 造 業		—	—	—	—	10.0	90.0
35 電気機械器具製造業		—	—	—	—	10.0	90.0
36 輸送用機械器具製造業		—	—	—	—	10.0	90.0
37 計量器測定器計量機械器具製造業 理化学機械、光学機械、時計製造業		—	—	—	—	10.0	90.0
38 其 他 の 製 造 業		100.0	—	19.1	100.0	88.2	11.8
G 卸 売 業 小 売 業		—	—	30.8	100.0	28.0	72.0
H 金 融 保 険 業		100.0	—	14.3	100.0	85.7	14.3
I 不 動 産 業		—	—	6.8	100.0	100.0	—
J 運 輸 通 信 業		—	100.0	86.7	100.0	17.9	82.1
K 電 気 力 ス 水 道 業		100.0	—	64.8	100.0	100.0	—
L サ ー ビ ス 業		81.7	18.3	10.8	100.0	89.2	10.8

第10表 生 理 休 暇

請 求 状 況

区 分 産業分類	概 算 数									
	30 人 以 下					30 人 以 上				
	生理休 暇を請 求した 実人数 (女子労働者 数=100)	生理休 暇を請 求した 事業場の 割合 (調査事 業場数=100)	1回の 請求し た平均 回数 (日数)	請求し た女子 労働者 1人平 均年間 回数 (日数)	請求し た女子 労働者 1人平 均年間 回数 (日数)	生理休 暇を請 求した 実人数 (女子労働者 数=100)	生理休 暇を請 求した 事業場の 割合 (調査事 業場数=100)	1回の 請求し た平均 回数 (日数)	請求し た女子 労働者 1人平 均年間 回数 (日数)	請求し た女子 労働者 1人平 均年間 回数 (日数)
総 計	18.4	27.9	1.6	5.1	8.2	10.5	19.2	1.8		
D 鉱 業	11.2	20.3	2.1	5.4	11.6	1.2	2.9	2.4	3.0	
E 建 設 業	1.9	4.7	1.3	3.8	5.0	0.1	0.5	3.4	1.8	
F 製 造 業 (計)	17.8	42.3	1.4	4.7	6.5	1.0	7.4	18.2	1.4	
18 食 料 品 製 造 業	8.3	20.3	1.8	4.1	7.4	0.7	1.7	6.5	1.0	
19 た ば こ 製 造 業	75.3	100.0	1.6	9.5	14.5	7.5				
20 織 維 工 業	22.6	36.5	1.2	4.4	3.7	13.7	4.5	20.0	1.6	
21 衣服その他の繊維製品製造業	7.0	65.7	1.1	3.5	3.9	0.3	3.7	17.1	1.1	
22 木材、木製品製造業	9.9	16.2	1.6	7.3	11.6	0.9	4.5	13.9	1.6	
23 家具、装飾品製造業	5.8	6.7	1.5	3.4	5.1	0.3	0.2	2.8	1.0	
24 パルプ、紙、紙加工品製造業	11.3	30.3	1.5	4.7	7.1	1.4	8.9	16.2	1.0	
25 出版、印刷、同関連産業	37.9	43.8	1.4	8.0	10.9	4.5	38.8	41.4	1.2	
26 化 学 工 業	14.8	38.5	1.7	5.6	10.4	1.4	12.1	33.0	2.0	
27 石油製品、石炭製品製造業	14.1	37.6	1.6	5.5	9.7	1.2	10.0	24.2	1.9	
28 ゴム製品製造業	13.7	40.0	1.3	3.1	3.8	0.6	8.0	23.8	1.4	
29 皮革、同製品製造業	5.0	16.7	1.6	5.6	9.0	0.6	2.8	18.2	2.5	
30 窯業、土石製品製造業	12.0	26.7	1.6	3.5	5.5	0.6	6.8	18.9	1.6	
31 鉄 鋼 業	15.3	12.2	1.8	7.8	14.1	2.2				
32 非鉄金属製造業	15.9	13.7	1.2	4.3	5.6	0.9	2.2	11.1	1.0	
33 金属製品製造業	16.3	25.0	1.6	3.1	4.8	0.8	14.6	20.7	1.6	
34 機械製造業	16.2	25.1	1.3	3.1	3.5	0.6	13.4	18.8	1.1	
35 電気機械器具製造業	19.4	34.8	1.3	5.1	6.9	1.0	4.4	20.0	1.3	
36 輸送用機械器具製造業	15.5	23.8	1.4	3.4	4.7	0.8	5.2	18.3	2.3	
37 医療機械、理化学機械、光学機械時計製造業	27.8	34.2	1.9	3.5	4.5	1.3	27.5	22.9	1.5	
38 その他の製造業	14.2	30.8	1.3	4.2	5.5	0.8	7.5	26.7	1.2	
G 卸 売 業、小 売 業	13.2	15.5	1.3	4.7	5.9	0.9	12.0	9.9	1.5	
H 金 融 保 険 業	7.7	18.7	1.5	5.0	7.8	0.6	3.0	7.4	1.2	
I 不 動 産 業	12.2	35.0	1.4	5.5	7.4	1.0	9.1	25.7	1.2	
J 運 輸 通 信 業	53.3	48.8	2.1	5.1	3.3	6.6	42.6	17.4	1.6	
K 電 気、ガス、水道業	25.1	42.8	1.5	5.3	6.2	1.7	20.7	30.4	1.6	
L サービス業	8.9	38.5	1.6	2.5	5.2	2.5	7.0	31.7	1.8	

注：女子労働者数=12月31日現在数、年間退職者数

99 人 以 下	100 人 以 上									
	100 人 ~ 499 人					500 人 以 上				
	請求し た女子 労働者 1人平 均年間 回数 (日数)	請求し た女子 労働者 1人平 均年間 回数 (日数)	請求し た女子 労働者 1人平 均年間 回数 (日数)	生理休 暇を請 求した 実人数 (女子労働者 数=100)	生理休 暇を請 求した 事業場の 割合 (調査事 業場数=100)	1回の 請求し た平均 回数 (日数)	請求し た女子 労働者 1人平 均年間 回数 (日数)	請求し た女子 労働者 1人平 均年間 回数 (日数)	生理休 暇を請 求した 実人数 (女子労働者 数=100)	生理休 暇を請 求した 事業場の 割合 (調査事 業場数=100)
同 上	4.6	7.5	0.7	20.7	47.0	1.4	4.2	6.0	1.3	32.2
10.7	32.0	0.9	12.3	65.2	1.2	5.3	6.1	0.8	13.9	57.2
6.1	10.4	0.1	1.6	21.1	1.6	2.3	3.7	0.1	6.1	35.0
4.3	6.3	0.5	19.0	38.2	1.2	3.0	5.1	0.9	37.8	75.5
1.1	1.2	0.1	11.9	53.2	1.7	4.0	6.7	0.8	14.2	65.4
—	—	—	65.8	100.0	1.7	7.3	12.3	8.1	78.5	100.0
5.1	8.3	0.4	21.9	70.2	1.4	3.3	4.5	0.9	34.9	90.2
6.0	6.4	0.2	10.1	54.5	1.4	2.4	2.8	0.3	22.7	50.0
10.8	16.4	1.1	13.0	38.2	1.4	3.6	4.8	0.6	46.2	71.4
1.0	1.0	0.2	13.9	42.9	1.5	3.4	5.2	0.7	10.7	43.8
1.8	1.8	0.2	21.8	56.8	1.3	3.9	4.9	1.0	42.0	89.4
7.3	8.7	3.4	26.3	59.4	1.7	8.6	14.8	3.9	60.6	63.9
5.0	10.1	1.2	14.4	34.1	1.3	6.1	8.0	1.1	15.2	80.5
6.5	1.6	1.2	10.5	50.0	1.5	4.7	7.5	0.8	24.3	93.3
4.1	5.5	0.4	21.6	58.1	1.4	2.3	2.8	0.6	11.5	84.6
5.2	13.9	0.4	8.8	37.5	1.1	6.3	7.0	0.6	21.1	100.0
3.9	6.3	0.4	15.4	42.2	1.7	3.2	5.4	0.8	12.4	61.2
—	—	—	20.4	34.3	1.5	4.1	6.2	1.3	29.0	53.5
7.1	7.1	0.2	28.6	38.8	1.0	3.0	3.9	1.2	16.5	75.6
4.0	6.8	0.9	15.5	41.9	1.3	1.7	2.2	0.3	39.1	67.5
3.5	4.0	0.5	20.7	36.5	1.1	2.3	2.6	0.6	10.2	65.3
3.9	5.2	0.2	16.3	65.7	1.2	4.7	5.7	0.9	27.0	98.6
4.8	10.7	0.6	21.3	46.7	1.2	2.7	3.3	0.7	17.1	67.9
1.9	2.8	0.8	23.3	62.5	1.2	4.7	5.7	1.3	27.6	74.3
2.0	3.4	0.8	29.7	80.6	1.2	6.6	6.8	4.0	16.1	70.3
3.2	4.9	0.2	21.8	94.6	1.2	6.0	6.2	1.3	30.0	83.3
3.5	4.5	0.1	10.4	42.3	1.5	4.7	7.2	6.7	21.0	62.8
6.8	8.4	0.8	16.5	66.7	1.4	5.0	7.1	1.2	—	—
5.6	10.4	4.9	45.4	45.6	1.7	5.0	8.5	3.9	22.8	80.9
5.7	9.3	1.9	26.4	93.6	1.5	5.0	7.9	2.1	24.9	66.7
2.5	3.4	0.2	10.7	47.2	1.1	2.3	2.5	0.3	6.0	57.9

第11表 企業内福利施設の設置状況

産業分類	規 模 区 分	総 数					30 人	
		合 計	あ り	な し	ありとした事 業場のうち		合 計	あ り
					専 用	兼 用		
総 計		100.0	14.1	85.9	7.1	92.9	100.0	12.6
D 鉱 業		100.0	21.5	78.5	1.2	98.8	100.0	17.1
E 建 設 業		100.0	5.4	94.6	—	100.0	100.0	6.7
F 製 造 業 (計)		100.0	15.4	84.6	8.8	91.2	100.0	12.4
18 食 料 品 製 造 業		100.0	24.4	75.6	10.6	89.4	100.0	22.6
19 た ば こ 製 造 業		100.0	61.9	38.1	38.5	61.5	—	—
20 織 維 工 業		100.0	21.8	78.2	23.2	76.8	100.0	17.1
21 衣服その他の繊維製品製造業		100.0	23.6	76.4	—	100.0	100.0	22.0
22 木 材 木 製 品 製 造 業		100.0	19.3	80.7	—	100.0	100.0	16.7
23 家 具 装 備 品 製 造 業		100.0	15.0	85.0	8.3	91.7	100.0	—
24 パルプ、紙、紙工品製造業		100.0	15.1	84.9	7.5	92.5	100.0	8.1
25 出版印刷関連産業		100.0	3.0	97.0	6.1	93.9	100.0	—
26 化 学 工 業		100.0	13.2	86.8	9.6	90.4	100.0	6.1
27 石油製品、石炭製品製造業		100.0	9.7	90.3	—	100.0	100.0	9.1
28 ゴ ム 製 品 製 造 業		100.0	30.1	69.9	5.6	94.4	100.0	25.6
29 皮 革 同 製 品 製 造 業		100.0	2.4	97.6	—	100.0	100.0	—
30 窯業、土石製品製造業		100.0	15.4	84.6	2.0	98.0	100.0	13.5
31 鉄 鋼 業		100.0	9.6	90.4	21.9	78.1	100.0	5.9
32 非 鉄 金 属 製 造 業		100.0	8.7	91.3	4.0	96.0	100.0	—
33 金 属 製 品 製 造 業		100.0	5.8	94.2	—	100.0	100.0	3.4
34 機 械 製 造 業		100.0	8.3	91.7	0.9	99.1	100.0	6.9
35 電気機械器具製造業		100.0	15.3	84.7	2.5	97.5	100.0	12.0
36 輸送用機械器具製造業		100.0	9.9	90.1	—	100.0	100.0	—
37 計量器、測定器、測量機械、医療機械、 理化学機械、光学機械、時計製造業		100.0	10.1	89.9	4.4	95.6	100.0	8.6
38) そ の 他 の 製 造 業		100.0	22.2	77.8	—	100.0	100.0	23.3
G 卸 売 業 小 売 業		100.0	3.0	97.0	35.7	64.3	100.0	2.5
H 金 融 保 険 業		100.0	15.3	84.7	1.5	98.5	100.0	15.8
I 不 動 産 業		100.0	0.7	99.3	—	100.0	100.0	—
J 運 輸 通 信 業		100.0	16.8	83.2	0.3	99.7	100.0	17.4
K 電 気 有 線 通 信 業		100.0	20.7	79.3	28.2	71.8	100.0	25.0
L 電 気 有 線 通 信 業		100.0	25.2	74.8	7.6	92.4	100.0	25.4

(その1) 授乳施設の設置状況

な し	ありとした事 業場のうち	兼 用	100 人 ~ 499 人					500 人 以 上				
			合 計	あ り	な し	ありとした事 業場のうち		合 計	あ り	な し	ありとした事 業場のうち	
						専 用	兼 用				専 用	兼 用
87.4	7.1	92.9	100.0	16.9	83.1	2.7	97.3	100.0	25.8	74.2	24.6	75.4
62.9	—	100.0	100.0	26.1	73.9	—	100.0	100.0	26.9	73.1	7.1	92.9
93.3	—	100.0	100.0	7.9	92.1	—	100.0	100.0	0.7	99.3	—	100.0
87.6	9.8	90.2	100.0	20.7	79.3	—	100.0	100.0	39.0	61.0	28.4	71.6
77.4	14.3	85.7	100.0	27.4	72.6	—	100.0	100.0	61.5	38.5	43.8	56.2
—	—	—	100.0	55.6	44.4	—	100.0	100.0	66.7	33.3	62.5	37.5
82.9	33.3	66.7	100.0	32.7	67.3	—	100.0	100.0	43.1	56.9	45.5	54.5
78.0	—	100.0	100.0	29.5	70.5	—	100.0	100.0	25.0	75.0	—	100.0
83.3	—	100.0	100.0	47.1	52.9	—	100.0	100.0	14.3	85.7	—	100.0
100.0	—	—	100.0	14.3	85.7	—	100.0	100.0	28.6	71.4	50.0	50.0
91.9	—	100.0	100.0	26.7	73.3	—	100.0	100.0	58.7	41.3	44.4	55.6
100.0	—	—	100.0	12.5	87.5	—	100.0	100.0	29.0	71.0	22.2	77.8
93.9	—	100.0	100.0	14.6	85.4	—	100.0	100.0	47.5	52.5	26.3	73.7
90.9	—	100.0	100.0	12.5	87.5	—	100.0	100.0	6.7	93.3	—	100.0
71.4	—	100.0	100.0	23.3	76.7	—	100.0	100.0	63.2	36.8	29.2	70.8
100.0	—	—	100.0	25.0	75.0	—	100.0	100.0	—	100.0	—	—
86.5	—	100.0	100.0	17.8	82.2	—	100.0	100.0	34.7	65.3	29.4	70.6
94.1	50.0	50.0	100.0	14.3	85.7	—	100.0	100.0	29.6	70.4	4.0	96.0
100.0	—	—	100.0	25.5	74.5	—	100.0	100.0	57.1	42.9	8.3	91.7
96.6	—	100.0	100.0	16.1	83.9	—	100.0	100.0	18.0	82.0	—	100.0
93.7	—	100.0	100.0	10.6	89.4	—	100.0	100.0	32.7	67.3	6.3	93.7
88.0	—	100.0	100.0	21.2	78.8	—	100.0	100.0	26.2	73.8	12.6	87.4
100.0	—	—	100.0	10.3	89.7	—	100.0	100.0	17.0	83.0	—	100.0
91.4	—	100.0	100.0	10.0	90.0	—	100.0	100.0	40.0	60.0	28.6	71.4
76.7	—	100.0	100.0	12.9	87.1	—	100.0	100.0	20.0	80.0	—	100.0
97.5	50.0	50.0	100.0	5.4	94.6	—	100.0	100.0	33.5	66.5	—	100.0
84.2	—	100.0	100.0	7.7	92.3	—	100.0	100.0	38.2	61.8	63.6	36.4
100.0	—	—	100.0	3.0	97.0	—	100.0	100.0	—	100.0	—	—
82.6	—	100.0	100.0	11.6	88.4	—	100.0	100.0	22.9	77.1	9.9	90.1
75.0	35.7	64.3	100.0	15.0	85.0	—	100.0	100.0	20.8	79.2	—	100.0
74.6	—	100.0	100.0	24.5	75.5	30.8	69.2	100.0	21.0	79.0	—	100.0

第12表 企業内福利施設の設置状況

産業分類	区分	総 数					30 人	
		合 計	あ り	な し	ありとした事業場のうち		合 計	あ り
					専 用	兼 用		
総 計		100.0	2.6	97.4	21.0	79.0	100.0	1.9
D 鉱 業		100.0	6.6	93.4	76.9	23.1	100.0	—
E 建 設 業		100.0	1.8	98.2	—	100.0	100.0	1.7
F 製 造 業 (計)		100.0	2.6	97.4	31.9	68.1	100.0	2.3
18 食 料 品 製 造 業		100.0	2.3	97.7	100.0	—	100.0	3.2
19 た ば こ 製 造 業		100.0	85.7	14.3	100.0	—	—	—
20 織 維 工 業		100.0	0.7	99.3	100.0	—	100.0	—
21 衣服その他の繊維製品製造業		100.0	2.4	97.6	—	100.0	100.0	2.4
22 木材、木製品製造業		100.0	10.2	89.8	24.8	75.2	100.0	11.1
23 家具、装飾品製造業		100.0	—	100.0	—	—	100.0	—
24 パルプ、紙紙加工品製造業		100.0	2.2	97.8	8.7	91.3	100.0	2.7
25 出版印刷、同関連産業		100.0	0.5	99.5	33.3	66.7	100.0	—
26 化 学 工 業		100.0	1.3	98.7	100.0	—	100.0	—
27 石油製品、石炭製品製造業		100.0	—	100.0	—	—	100.0	—
28 ゴム製品製造業		100.0	1.7	98.3	42.9	57.1	100.0	—
29 皮革、同製品製造業		100.0	0.8	99.2	—	100.0	100.0	—
30 窯業、土石製品製造業		100.0	2.2	97.8	6.1	93.9	100.0	2.7
31 鉄 鋼 業		100.0	—	100.0	—	—	100.0	—
32 非鉄金属製造業		100.0	0.2	99.8	100.0	—	100.0	—
33 金属製品製造業		100.0	0.6	99.4	—	100.0	100.0	—
34 機 械 製 造 業		100.0	2.3	97.7	—	100.0	100.0	3.1
35 電気機械器具製造業		100.0	7.1	92.9	8.8	91.2	100.0	8.0
36 輸送用機械器具製造業		100.0	—	100.0	—	—	100.0	—
37 計量器、測定器、計測機械、医療機械、理化学機械、光学機械、時計製造業		100.0	—	100.0	—	—	100.0	—
38 その他製造業		100.0	—	100.0	—	—	100.0	—
G 卸 売 業、小 売 業		100.0	—	100.0	—	—	100.0	—
H 金 融 保 険 業		100.0	3.3	96.7	1.4	98.6	100.0	3.5
I 不 動 産 業		100.0	—	100.0	—	—	100.0	—
J 通 信 業		100.0	2.9	97.1	10.9	89.1	100.0	1.6
K 電 気、ガ ス、水 道 業		100.0	2.8	97.2	28.6	71.4	100.0	3.5
L サ ー ビ ス 業		100.0	4.3	95.7	12.0	88.0	100.0	8.2

(その2) 保育施設の設置状況

～ 99 人				100 人 ～ 499 人				500 人 以 上					
な し	ありとした 事業場のうち			合 計	あ り	な し	ありとした 事業場のうち		合 計	あ り	な し	ありとした 事業場のうち	
	専 用	兼 用	専 用				兼 用	専 用				兼 用	
98.1	9.2	90.8	100.0	2.6	97.4	27.5	72.5	100.0	8.1	91.9	81.6	18.4	
100.0	—	—	100.0	8.7	91.3	75.0	25.0	100.0	26.9	73.1	78.6	21.4	
98.3	—	100.0	100.0	2.6	97.4	—	100.0	100.0	—	100.0	—	—	
97.7	18.8	81.2	100.0	1.5	98.5	50.0	50.0	100.0	5.6	94.4	86.2	13.8	
96.8	100.0	—	100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	
—	—	—	100.0	66.7	33.3	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	—	
100.0	—	—	100.0	1.8	98.2	100.0	—	100.0	3.9	96.1	100.0	—	
97.6	—	100.0	100.0	2.3	97.7	—	100.0	100.0	—	100.0	—	—	
88.9	25.0	75.0	100.0	—	100.0	—	—	100.0	14.3	85.7	—	100.0	
100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	
97.8	—	100.0	100.0	—	100.0	—	—	100.0	6.5	93.5	66.7	33.3	
100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	100.0	16.1	83.9	40.0	60.0	
100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	100.0	12.2	87.8	100.0	—	
100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	
100.0	—	—	100.0	4.7	95.3	50.0	50.0	100.0	2.6	97.4	—	100.0	
100.0	—	—	100.0	8.3	91.7	—	100.0	100.0	—	100.0	—	—	
97.3	—	100.0	100.0	—	100.0	—	—	100.0	5.1	94.9	66.7	33.3	
100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	
100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	100.0	2.4	97.6	100.0	—	
100.0	—	—	100.0	3.2	96.8	—	100.0	100.0	—	100.0	—	—	
96.9	—	100.0	100.0	2.1	97.9	—	100.0	100.0	2.0	98.0	—	100.0	
92.0	—	100.0	100.0	6.1	93.9	50.0	50.0	100.0	—	100.0	—	—	
100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	
100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	
100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	
100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	
96.5	—	100.0	100.0	—	100.0	—	—	100.0	11.3	88.7	42.9	57.1	
100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	100.0	—	—	
98.4	—	100.0	100.0	4.8	95.2	—	100.0	100.0	12.5	87.5	58.6	41.4	
96.2	—	100.0	100.0	1.9	98.1	100.0	—	100.0	—	100.0	—	—	
96.0	—	100.0	100.0	7.5	92.5	25.0	75.0	100.0	10.5	89.5	100.0	—	

第13表 企業内福利施設の設置状況

産業分類	区 分	数					30 人	
		合 計	あ り	な し	ありとした事業場のうち		合 計	あ り
					専 用	兼 用		
総 計		%	%	%	%	%	%	%
D 鉱 業		100.0	54.4	45.6	34.9	65.1	100.0	50.8
E 建 設 業		100.0	44.6	55.4	25.6	74.4	100.0	36.6
F 製 造 業 (計)		100.0	36.3	63.7	22.8	77.2	100.0	34.5
18 食 料 品 製 造 業		100.0	53.8	46.2	40.4	59.6	100.0	47.7
19 た ば こ 製 造 業		100.0	75.7	24.3	46.5	53.4	100.0	71.0
20 織 績 工 業		100.0	76.2	23.8	75.0	25.0	—	—
21 衣服その他の繊維製品製造業		100.0	58.9	41.1	43.1	56.9	100.0	48.6
22 木材、木製品製造業		100.0	66.0	34.0	25.8	74.2	100.0	65.9
23 家具、装備品製造業		100.0	53.8	46.2	53.6	46.4	100.0	52.8
24 パルプ、紙、紙加工品製造業		100.0	40.7	59.3	42.0	58.0	100.0	38.9
25 出版印刷関連産業		100.0	58.6	41.4	26.7	73.3	100.0	51.4
26 化 学 工 業		100.0	38.1	61.9	46.7	53.3	100.0	34.5
27 石油製品、石炭製品製造業		100.0	58.7	41.3	31.7	68.3	100.0	54.5
28 ゴム製品製造業		100.0	52.6	47.4	33.3	66.7	100.0	45.5
29 皮革、同製品製造業		100.0	63.8	36.2	34.0	66.0	100.0	61.9
30 窯業、土石製品製造業		100.0	45.8	54.2	12.5	87.5	100.0	40.9
31 鉄 鋼 業		100.0	60.0	40.0	42.3	57.7	100.0	56.8
32 非鉄金属製造業		100.0	41.2	58.8	25.6	74.4	100.0	35.3
33 金属製品製造業		100.0	47.9	52.1	45.8	54.2	100.0	40.7
34 機械製造業		100.0	52.9	47.1	35.5	64.5	100.0	51.7
35 電気機械器具製造業		100.0	41.5	58.5	55.1	44.9	100.0	31.3
36 輸送用機械器具製造業		100.0	58.5	41.5	41.4	58.6	100.0	52.0
37 計量器、測定器、測量機械、医療機械、理化学機械、光学機械、時計製造業		100.0	38.7	61.3	32.2	67.8	100.0	26.7
38 その他製造業		100.0	44.9	55.1	34.6	65.4	100.0	40.0
39 その他製造業		100.0	52.4	47.6	30.1	69.9	100.0	50.0
G 卸 売 業、小 売 業		100.0	45.5	54.5	42.3	57.7	100.0	43.2
H 金 融 保 険 業		100.0	71.7	28.3	17.6	82.4	100.0	74.4
I 不 動 産 業		100.0	65.0	35.0	44.9	55.1	100.0	28.6
J 運 輸 通 信 業		100.0	60.9	39.1	32.4	67.6	100.0	58.1
K 電 気、ガ ス、水 道 業		100.0	64.9	35.1	40.4	59.6	100.0	66.1
L サ ー ビ ス 業		100.0	69.2	30.8	39.3	60.7	100.0	71.4

(その3) 休養室の設置状況

な し	ありとした事業場のうち	100 人 ~ 499 人					500 人 以 上				
		合 計	あ り	な し	ありとした事業場のうち		合 計	あ り	な し	ありとした事業場のうち	
					専 用	兼 用				専 用	兼 用
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
49.2	31.9	68.1	100.0	65.5	34.5	40.7	59.3	100.0	63.3	30.7	60.8
63.4	26.7	73.3	100.0	82.3	17.7	25.0	75.0	100.0	55.8	44.2	74.1
65.5	20.0	80.0	100.0	50.0	50.0	36.8	63.2	100.0	40.0	60.0	60.0
52.3	38.2	61.8	100.0	69.3	30.7	42.3	57.7	100.0	72.0	28.0	61.1
29.0	45.4	54.5	100.0	87.1	12.9	48.1	51.9	100.0	88.5	11.5	60.9
—	—	—	100.0	88.9	11.1	50.0	50.0	100.0	66.7	33.3	100.0
51.4	29.4	70.6	100.0	73.7	26.3	57.1	42.9	100.0	74.5	25.5	55.8
34.1	18.5	81.5	100.0	65.9	34.1	51.7	48.3	100.0	100.0	—	75.0
47.2	57.9	42.1	100.0	64.7	35.3	18.2	81.8	100.0	57.1	42.9	25.0
61.1	42.9	57.1	100.0	60.0	40.0	38.1	61.9	100.0	28.6	71.4	—
48.6	26.3	73.7	100.0	75.6	24.4	26.5	73.5	100.0	76.1	23.9	51.4
65.5	50.0	50.0	100.0	65.6	34.4	33.3	66.7	100.0	67.7	32.3	33.3
45.5	22.2	77.8	100.0	61.0	39.0	40.0	60.0	100.0	73.2	26.8	46.7
54.5	20.0	80.0	100.0	57.5	42.5	43.5	56.5	100.0	86.7	13.3	61.5
36.1	28.1	76.9	100.0	60.5	39.5	38.5	61.5	100.0	87.2	12.8	73.5
59.1	11.1	88.9	100.0	83.3	16.7	10.0	90.0	100.0	100.0	—	100.0
43.2	42.9	57.1	100.0	66.7	33.3	40.0	60.0	100.0	73.5	26.5	52.8
64.7	25.0	75.0	100.0	54.3	45.7	26.3	73.7	100.0	52.1	47.9	27.0
59.3	54.5	45.5	100.0	66.7	33.3	26.5	73.5	100.0	76.2	23.8	34.4
48.3	33.3	66.7	100.0	58.1	41.9	44.4	55.6	100.0	62.8	37.2	40.0
68.7	80.0	20.0	100.0	68.0	34.0	25.8	74.2	100.0	65.3	34.7	34.4
49.0	38.5	61.5	100.0	75.8	24.2	48.0	52.0	100.0	70.7	29.3	43.2
73.3	25.0	75.0	100.0	64.3	35.7	36.0	64.0	100.0	47.2	52.8	48.0
60.0	28.6	71.4	100.0	60.0	40.0	45.8	54.2	100.0	74.3	25.7	62.7
50.0	26.7	73.3	100.0	71.0	29.0	50.0	50.0	100.0	73.3	26.7	84.4
56.8	42.9	57.1	100.0	59.3	40.7	36.4	63.6	100.0	51.0	49.0	70.6
28.6	15.6	84.4	100.0	70.4	29.6	34.2	65.8	100.0	85.5	14.5	78.6
71.4	50.0	50.0	100.0	57.6	42.4	35.8	64.2	100.0	—	100.0	—
41.9	27.8	72.2	100.0	66.7	33.3	39.3	60.7	100.0	62.5	37.5	50.0
33.3	29.7	70.3	100.0	63.3	36.7	64.0	36.0	100.0	88.5	11.5	60.0
28.6	47.8	62.2	100.0	58.5	41.5	48.2	51.8	100.0	42.1	57.9	50.0

第14表 生理日の女子に

産業分類	業 種	数						30 人	
		特別の休憩 時間の附与		特別の休憩 施設の設置		業務転換		特別の休憩 時間の附与	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
計		16.0	84.0	21.8	78.2	18.9	81.1	15.8	84.2
D 鉱	業	17.2	82.8	25.0	74.7	18.2	81.8	12.2	87.8
E 建 設	業	22.3	77.7	22.3	77.7	16.6	83.5	20.6	79.6
F 製 造 業	(計)	18.3	86.7	21.3	78.7	23.5	76.5	12.9	87.6
18 食 料 品 製 造 業		20.2	79.8	32.4	67.6	24.4	75.6	19.4	80.6
19 た ば こ 製 造 業		19.0	81.0	51.9	48.1	19.1	80.9	—	—
20 織 維 工 業		10.0	90.0	14.4	85.6	29.2	70.8	8.6	91.4
21 衣服その他の繊維製品製造業		15.3	84.7	32.1	67.9	25.9	74.1	17.1	82.9
22 木 材 木 製 品 製 造 業		14.5	85.5	20.0	80.0	31.1	68.9	13.7	86.1
23 家 具 装 飾 品 製 造 業		11.1	88.9	15.3	84.7	17.8	82.2	16.7	83.3
24 パルプ、紙、紙加工品製造業		10.5	89.5	19.0	81.0	24.1	75.9	8.1	91.9
25 出版、印刷、同関連産業		10.8	89.2	18.4	81.6	13.7	86.3	10.3	89.7
26 化 学 工 業		12.8	87.2	23.4	76.6	15.0	85.0	12.1	87.9
27 石油製品、石炭製品製造業		16.7	83.3	21.4	78.6	18.2	81.8	18.2	81.8
28 プラスチック製品製造業		25.4	74.6	30.8	69.2	37.6	62.4	28.6	71.4
29 皮革、同製品製造業		13.4	86.6	18.6	81.4	18.7	81.3	13.7	86.3
30 窯業、土石製品製造業		20.3	79.7	23.5	76.5	25.7	74.3	25.6	74.4
31 鉄 鋼 業		8.9	91.1	14.6	85.4	12.7	87.3	5.9	94.1
32 非鉄金属製造業		5.0	95.0	10.5	89.5	8.7	91.3	3.7	96.3
33 金属製品製造業		5.8	94.2	17.4	82.6	23.1	76.9	3.4	96.6
34 機 械 製 造 業		3.6	96.4	19.6	80.4	24.8	75.2	12.9	87.1
35 電気機械器具製造業		21.7	78.3	30.5	69.5	31.0	69.0	24.0	76.0
36 輸送用機械器具製造業		4.3	95.7	21.2	78.8	17.6	82.4	—	100.0
37 計量器、測定器、測量機械、医療機械、 理化学機械、光学機械、時計製造業		17.0	83.0	20.1	79.9	24.8	75.2	17.1	82.9
38) 39) そ の 他 の 製 造 業		9.9	90.1	25.0	75.0	16.2	83.8	10.0	90.0
G 卸 売 業 小 売 業		16.4	83.6	20.0	80.0	10.7	89.3	16.1	83.9
H 金 融 保 険 業		21.6	78.4	27.0	73.0	11.0	89.0	22.9	77.1
I 不 動 産 業		20.4	79.6	31.4	68.6	10.9	89.1	17.7	82.3
J 運 輸 通 信 業		16.0	84.0	21.1	78.9	21.5	78.5	14.5	85.5
K 電 気 ガ ス 水 道 業		4.4	95.6	15.4	84.6	2.9	97.1	3.5	96.5
L サ ー ビ ス 業		19.1	80.9	20.5	79.5	17.4	82.6	22.2	77.8

対 する 特 別 の 措 置 状 況

産業分類	業 種	～ 99 人				100 人 ～ 499 人				500 人 以 上			
		特別の休憩 施設の設置		業務転換		特別の休憩 時間の附与		特別の休憩 施設の設置		業務転換		特別の休憩 時間の附与	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
計		20.2	79.8	17.4	82.6	17.3	82.7	25.4	74.6	24.8	75.4	11.5	88.5
D 鉱	業	21.9	78.1	14.6	85.4	28.2	71.8	34.8	65.2	26.1	73.9	7.7	92.3
E 建 設	業	22.4	77.6	16.0	84.0	36.9	63.1	28.7	71.3	23.6	76.4	8.0	92.0
F 製 造 業	(計)	19.0	81.0	22.3	77.7	15.5	84.5	28.1	71.9	29.6	70.4	9.3	90.7
18 食 料 品 製 造 業		32.2	67.8	25.8	74.2	22.6	77.4	32.2	67.8	27.4	72.6	15.8	84.2
19 た ば こ 製 造 業		—	—	—	—	22.2	77.8	77.5	22.5	33.3	66.7	16.7	83.3
20 織 維 工 業		8.9	91.1	25.6	74.4	15.8	84.2	29.8	70.2	38.6	61.4	19.6	80.4
21 衣服その他の繊維製品製造業		31.7	68.3	21.9	78.1	9.5	90.5	33.8	66.2	40.9	59.1	—	100.0
22 木 材 木 製 品 製 造 業		19.4	80.6	30.6	69.4	17.6	82.4	26.5	73.5	32.4	67.6	28.6	71.4
23 家 具 装 飾 品 製 造 業		13.9	86.1	16.6	83.4	11.4	88.6	28.6	71.4	28.6	71.4	—	100.0
24 パルプ、紙、紙加工品製造業		13.5	86.5	21.6	78.4	13.5	86.5	31.1	68.9	31.1	68.9	19.6	80.4
25 出版、印刷、同関連産業		17.2	82.8	13.8	86.2	15.6	84.4	28.1	71.9	12.5	87.5	6.4	93.6
26 化 学 工 業		18.2	81.8	12.1	87.9	17.1	82.9	29.2	70.8	19.5	80.5	2.4	97.6
27 石油製品、石炭製品製造業		18.2	81.8	18.2	81.8	15.0	85.0	17.5	82.5	22.5	77.5	13.3	86.7
28 プラスチック製品製造業		28.6	71.4	33.2	66.8	20.4	79.6	32.6	67.4	44.1	55.9	2.5	97.5
29 皮革、同製品製造業		18.2	81.8	16.2	83.8	12.6	87.5	12.5	87.5	25.0	75.0	—	100.0
30 窯業、土石製品製造業		27.0	73.0	21.6	78.4	8.9	91.1	15.5	84.5	35.6	64.4	10.2	89.8
31 鉄 鋼 業		8.8	91.2	8.8	91.2	17.3	82.7	25.7	74.3	22.8	77.2	9.8	90.2
32 非鉄金属製造業		11.1	88.9	7.4	92.6	7.8	92.2	19.6	80.4	13.7	86.3	11.9	88.1
33 金属製品製造業		13.6	86.4	24.1	75.9	16.1	83.9	32.2	67.8	16.3	83.7	12.4	87.6
34 機 械 製 造 業		15.6	84.4	21.8	78.2	17.0	83.0	29.8	70.2	34.1	65.9	10.2	89.8
35 電気機械器具製造業		32.0	68.0	32.1	67.9	15.0	85.0	27.2	72.8	30.4	69.6	17.0	83.0
36 輸送用機械器具製造業		20.0	80.0	13.3	86.7	12.8	87.2	28.6	71.4	28.2	71.8	5.6	94.4
37 計量器、測定器、測量機械、医療機械、 理化学機械、光学機械、時計製造業		17.1	82.9	25.6	74.4	15.0	85.0	32.5	67.5	22.4	77.6	22.8	77.2
38) 39) そ の 他 の 製 造 業		25.6	74.4	16.7	83.3	9.6	90.4	19.3	80.7	12.9	87.1	16.7	83.3
G 卸 売 業 小 売 業		16.5	83.5	11.1	88.9	18.9	81.1	32.5	67.5	39.1	60.9	33.4	66.6
H 金 融 保 険 業		28.0	72.0	12.3	87.7	14.6	85.4	19.2	80.8	19.2	80.8	—	100.0
I 不 動 産 業		32.4	67.6	12.8	87.2	30.3	69.7	30.4	69.6	9.1	90.9	—	100.0
J 運 輸 通 信 業		19.4	80.6	16.1	83.9	19.4	80.6	23.8	76.2	33.3	66.7	18.7	81.3
K 電 気 ガ ス 水 道 業		17.5	82.5	5.2	94.8	6.7	93.3	11.5	88.5	—	100.0	4.2	95.8
L サ ー ビ ス 業		20.6	79.4	20.6	79.4	9.4	90.6	20.8	79.2	7.3	92.7	10.6	89.4

行政管理局承認 No. 3411
承認期限 昭和37年5月31日

規模記号	産業分類番号		整理番号		
	大	中			

昭和36年女子保護実施状況調査票

労働省婦人少年局

一 調査の対象

この調査は、農業、林業、漁業及び公務を除く全産業の常時30人以上の労働者を使用する事業場における女子労働者の保護の実情並びにそれらの事業場における授乳施設、保育施設、休養施設の設置状況を明らかにするために行なうものです。従つて、個々の調査票を統計以外の目的、例えば労働法違反の摘発、課税等のために使用することは絶対にありませんから事実をありのまま記入して下さい。

二 調査の対象

この調査は、常時30人以上の労働者を使用する事業場について行ないますが、女子労働者が1人でもいる事業場は勿論、男子労働者のみの事業場も、この調査の対象になります。ただし、昭和36年12月31日現在で労働者数が50人未満の事業場及び昭和36年1月1日から同年12月31日の間に女子労働者が1人もいなかった事業場においては「二 労働者数の推移」までについて記入し、「三 女子保護実施状況」以下の調査項目については記入する必要はありません。

一 事業場

記入者の職名 及び氏名	④
----------------	---

事業場の名称	電話() 番			
事業場の所在地	都道府県	郡市	区	町村番地
事業の内容				

二 労働者数の推移

区分	労働者総数	男子労働者数	女子労働者数	②女子労働者のうち有失者数	③女子労働者のうち年間退職者数
調査時期					
昭和36.1.1現在	人	人	人	人	人
昭和36.12.31現在	人	人	人	人	人

三 女子保護実施状況

1. 産前休業

産前休業者数	産前休業日数		③産前休業の繰延日数 (不明の者の休業日数を除く)
	①6週間以内(42日以内)の者	②6週間をこえる(43日以上)の者	
人	人	人	人

2. 産後休業

産後休業者数	産後休業日数		③産後休業の繰延日数 (不明の者の休業日数を除く)
	①5週間以上6週間以内(35日~42日)の者	②6週間をこえる(43日以上)の者	
人	人	人	人

3. 生・死産別件数

計	生	産	①死	産
件	件	件	件	件

4. 妊娠又は出産による退職者数

妊娠又は出産による退職者数	①産前退職者数		②産後退職者数	
	③産前休業中の退職者数	④産前休業後の退職者数	③産後休業中の退職者数	④産後休業後の退職者数
人	人	人	人	人

5. 産前における軽易業務転換者数

①昭和36年中に出産した者のうち軽易業務に転換した者	転換した時期		②転換の事例	
	産前6週間より前(43日以前)に転換した者	産前6週間以後(42日以後)に転換した者	転換前の業務	転換後の業務
人	人	人		

6. 育児時間

①昭和36年中に出産した者のうち育児時間を請求した要人員	休憩時間の外に与えられた育児時間		②1日2回各30分をこえる者
	1日2回各30分の者		
人	人	人	人

7. 生理休暇

①生理休暇を請求した要人員	②生理休暇を請求した者の繰延請求回数	③生理休暇を請求した者の繰延請求日数
人	回	日

規模記号	産業分類番号		整理番号			
	大	中				

四 授乳施設、保育施設、休養室の設置状況（昭和36年12月1日現在）

1. 授乳施設
- あり（現在利用者数 人）
 ○なし
2. 保育施設
- あり（現在利用者数 人）
 ○なし
3. 休養室
- あり（現在利用者数 人）
 ○なし

五 生理日の女子に対する特別の措置

1. 休憩時間

通常の休憩時間以外の特別の休憩時間の付与

○あり（1月 分）
 ○なし

2. 休憩施設

休憩のための特別の施設の設置

○あり
 ○なし

3. 業務転換

通常の業務以外の軽易な業務への配置転換

○あり
 ○なし

記入要領

調査票は一部だけ回送して下さい。
 他の一部は貴事業場の紙として御使用下さい。

第2頁及び第3頁の右肩の「規模記号」、「産業分類番号」及び「整理番号」は第1頁に当方で記入したとおりに記入して下さい。

一 事業場

(1) この調査で「事業場」とは「物の生産またはサービスの提供が業として行なわれる個々の物理的場所」をいいます。したがって、原則として、場所が異なる毎に、また、経営者が異なる毎に別個の事業場となります。即ち、同じ名称で呼ばれていても離れた場所にある分工場や出張所は除外され、したがって、同一企業であつても本社、支店、工場等はそれぞれ別個の事業場となります。

(2) 「事業の内容」は、鉱業、製造業等では主要生産品目を、卸売及び小売業では主要取引品目を記入して下さい。

二 労働者数の推移

(1) この調査で「労働者」とは、労働基準法にいう労働者であつて、職員、工員の別なく常用の労働者をいい、常用労働者であるかぎり、病気等による長期欠勤者、休職者等をも含みます。1ヵ月30日以内の期間を定めて雇用されている者及び日々雇入れられる者は除かれますが、これらの者でもそれぞれの調査期日前2ヵ月の各月において18日以上、または前6ヵ月において通算して60日以上雇用された者は常用労働者としてこの調査の対象になります。

(2) 「女子労働者のうち有夫者数」は、それぞれの調査期日現在で婚姻（事実上の婚姻を含む。）している女子労働者数を記入して下さい。

(3) 「女子労働者のうち年間退職者数」は、昭和36年1月1日から同年12月31日までに退職（同一企業内の他事業場への転勤は含まない。）した女子労働者数を記入して下さい。この場合、昭和36年1月1日以降に雇用され、同年12月31日までに退職した女子労働者も含まれます。

三 女子保護実施状況

1. 産前休業

この調査項目には、昭和36年1月1日から同年12月31日までに出産した女子労働者の産前休業について記入して下さい。

(1) 「6週間（42日）以内の者」には、出産の前日まで就業していた者を含み、この場合出産当日は産前休業に入りますから休業日数は1日となります。

(2) 「休業日数が不明の者」は、産前休業中退職又は死亡した妊婦数及び産前休業日数が不明であ

る妊婦数の合計を記入して下さい。

(2) 「産前休業の総延日数」は、下記の要領で記入して下さい。

(イ) 「休業日数不明の者」欄に記入された妊婦の休業日数を除いて、産前休業をとった妊婦の総延休業日数を記入して下さい。

(ロ) 「休業日数」は、日曜、祝祭日を含めて暦日にしたがって計算して下さい。

(ハ) 昭和36年1月1日以降に出産した者で、昭和35年から産前休業をとっていた場合には、その者の昭和35年における休業日数も含まれます。

2. 産後休業

この調査項目には、昭和36年1月1日から同年12月31日までに産した労働者の産後休業について記入して下さい。

(1) 「休業日数不明の者」欄には、産後5週間(35日)の休業をとらないで退職又は死亡した産婦数及び産後休業日数が不明である産婦数の合計を記入して下さい。

(2) 「産後休業の総延日数」は、下記の要領で記入して下さい。

(イ) 「休業日数不明の者」欄に記入された産婦の休業日数を除いて産後休業をとった産婦の総延休業日数を記入して下さい。

(ロ) 昭和36年12月31日以前に出産した者が、引続き昭和37年にわたって産後休業をとった場合には、その者の昭和37年における産後休業日数も含まれます。

3. 生・死産別件数

この調査項目には、昭和36年1月1日から同年12月31日までに産した者について生産と死産とに分けて記入して下さい。この場合、出産前に退職した者は含まれません。

(1) 「死産」には、妊娠4ヵ月(1ヵ月は28日として計算する。)以後の流産、妊娠中絶又は早産による死産も含まれます。

4. 妊娠又は出産による退職者数

(1) 「産前退職者数」は、昭和36年1月1日から同年12月31日までに産予定の者が産前に退職した場合、これに該当します。従つて、昭和36年1月1日以降に産予定であった者が、昭和36年中に退職した場合はその者も含まれます。

(2) 「産後退職者数」は、昭和36年1月1日から同年12月31日までに産した者が産後1年以内に退職した場合これに該当します。従つて、昭和37年1月1日以降に退職した者でも産後1年以内ならばこれに含まれます。

(3) 貴事業場における産前(産後)休業としての取り扱いをする期間(6週間、8週間、50日等)内において産前(産後)休業中に退職した場合は産前(産後)休業中の退職に、それ以外の場合は産前(産後)休業前(後)の退職に入ります。

5. 産前における軽易業務転換者数

この調査項目には、昭和36年1月1日から同年12月31日までに産した者で、産前に軽易な業務

に転換させた者があれば記入して下さい。

(1) 「昭和36年中に出産した者のうち軽易業務に転換した者」には、昭和36年1月1日以降に出産した者が昭和35年に軽易業務に転換していた場合も含まれます。

(2) 「転換の事例」は、転換前の業務と転換後の業務を具体的に記入して下さい。(例タイピスト→一般事務、縫製工→検査)

6. 育児時間

この調査には、昭和36年1月1日から同年12月31日までに産した者で、育児時間を請求した者があれば記入して下さい。

(1) 「昭和36年中に出産した者のうち育児時間を請求した実人員」は、昭和36年中に出産した者が昭和37年1月1日以降に育児時間を請求した場合その者を含め記入して下さい。同一人が何回請求しても1人として計算して下さい。

(2) 「1日2回各30分をこえる者」とは、1日2回各45分、1日3回各30分等労働基準法の規定を上回る育児時間を与えられた者のことです。

7. 生理休暇

(1) 「生理休暇を請求した実人員」は、昭和36年1月1日から同年12月31日までに生理休暇を請求した実人員を記入して下さい。同一人が1年間何回請求しても1人として計算されます。

(2) 「生理休暇を請求した者の総延請求回数」は、(1)の人員が昭和36年中に、生理休暇を請求した回数の延数を記入して下さい。1回の生理時に何日間休んでも回数は1回として計算されます。

(3) 「生理休暇をとった者の総延日数」は、(1)の人員に対し昭和36年中に与えた生理休暇の日数の総延日数を記入して下さい。

四 授乳施設、保育施設、休養室の設置状況

この調査項目については、昭和36年12月1日現在で該当するものの○の中に√印を記入して下さい。

(1) 「授乳施設」とは、乳児のある労働者の授乳のために事業場の一部に設けられた施設をいいます。

(2) 兼用している施設の主たる使用目的(例えば、待合室、休憩室、更衣室等)を記入して下さい。

(3) 「保育施設」とは、事業場に設けられた保育所、托児室、幼稚園等の乳幼児を預かる施設をいいます。

(4) 労働者の休憩のため事業場の一部に設けられた施設であつて、椅子、電気の設備のあるものをいいます。

五 生理日の女子に対する特別の措置

この調査項目については、昭和36年1月1日から同年12月31日までに生理日の女子に対してとつた措置について該当するものの○の中にV印を記入して下さい。

(1) 生理日の女子のために特別に設けた休憩室、寝台、椅子等について具体的に記入して下さい。

(参考)女子年少者労働基準規則第11条

法第六十七条に規定する生理に有害な業務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 大部分の労働時間が立ち作業又は下し作業を必要とする業務
- 二 著しく精神的又は神経的緊張を必要とする業務
- 三 任意に作業を中断することができない業務
- 四 運搬、けん引、持上げその他の相当の筋肉的労働を必要とする業務
- 五 身体の動揺、振動又は衝撃を伴う業務
- 六 略

2. 次の各号に掲げる場合においては、前項各号に掲げる業務は、それぞれ、前項の規定にかかわらず、法第六十七条に規定する生理に有害な業務としない。

- 一 前項第一号から第三号までの業務について、使用者が生理日にその業務に従事する女子に対し、法第三十四条第一項の規定による休憩時間以外に特別の休憩時間を与え、かつ休憩のための施設を設けたとき。
- 二 略
- 三 使用者が生理日の女子を前項各号に掲げる業務以外の業務に就かせる措置を講じたとき。

(附 録)

就業規則に定められている女子に関連深い条項の分析

調 査 の 概 要

この調査は、女子保護実施状況調査の一環として、事業場の就業規則中の女子に関連の深い規定の内容について分析したものである。

調査の対象となつた項目の大部分は、労働基準法に規定されているものであるが、労働条件を直接に規制する就業規則に女子に関連の深い規定がどのように具体化されているか、また、法を上回る規定としてどんなものがあるかなどその内容を明らかにして、労使の参考に供しようとするのが、この調査の目的である。

調査方法は、資料調査であり、日本経済新聞社発行の「会社年鑑」1980年版(日本の代表的な企業が収載されている)に収められた会社から抽出した350の事業場に対して、昭和36年3月に就業規則の提出方を依頼し、その結果送付された310の事業場(表1)が調査の対象となつた。従つて、調査対象が大規模事業場に片寄っていることに留意されたい。

集計分析は、①性別による差別待遇禁止、②定年制度、③結婚(妊娠、出産)退職制度、④結婚(妊娠、出産)による退職金割増制度、⑤初任給額の男女差、⑥危険有害業務の就業制限、⑦生理休暇、⑧妊娠の軽易業務転換、⑨産前産後休業、⑩育児時間、⑪その他の母性保護休暇の11項目について行なつた。この他にも女子に関連の深い規定としては、時間外労働の制限、休日労働の禁止、深夜業の禁止、産前産後の解雇制限、帰郷旅費などの規定があるが、今回は割愛した。

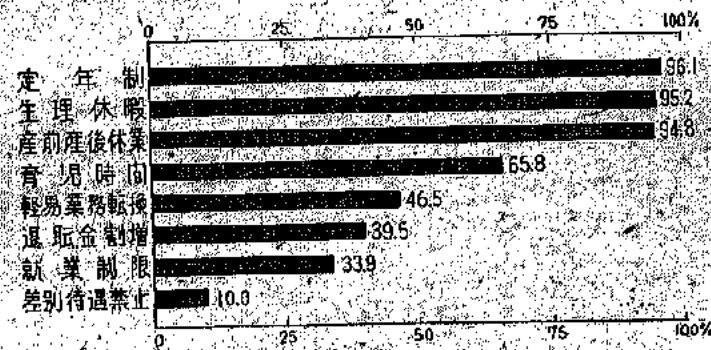
表1 調 査 事 業 場 数

業 種	業 場 数	業 種	業 場 数
計	310	60 窯業、土石製品製造業	9
D 鉱 業	2	61 鉄 鋼 業	10
E 産 設 業	3	62 金属製品製造業	16
F 製 造 業 (計)	196	63 機械製造業	18
F18 食品製造業	2	64 電気機械器具製造業	14
20 繊維工業	17	65 輸送用機械器具製造業	9
21 衣服その他の繊維製品製造業	4	66 計測器、測定器、調整器、時計製造業	8
22 木材木製品工業	1	67 医療器具製造業、光学器具、時計製造業	1
24 パルプ、紙、紙加工品製造業	8	69 その他の電気機械器具製造業	1
25 出版印刷、同関連産業	13	G 卸売業、小売業	10
26 化学工業	89	H 金融業、保険業	28
27 石油製品、石炭製品製造業	8	J 運輸業、通信業	25
28 ガラス製品製造業	5	K 電気、ガス、水道業	10
29 皮革、同製品製造業	1	シ ー ビ ー 業	18

調査結果の概要

調査の対象となつた310の就業規則のうち、集計分析の対象とした規定を有する就業規則を、項目別にみると図1のとおりで、定年制について定めているものが96.1%で最も多く、以下、生理休暇(95.2%)、産前産後休業(94.8%)、育児時間(65.8%)、軽易業務転換(46.5%)の順となっており、男女の差別待遇禁止を定めているものは10%に過ぎなかった。ちなみに労働基準法第89条によれば、諸休暇、退職に関する規定は必ず就業規則に記載しなければならない事項(必要記載事項)であり安全衛生に関する事項はこれに関する定をする場合には、記載しなければならない事項(任意的必要記載事項)となつている。

図1 女子に関連深い規定を有する就業規則数



一 性別による差別待遇禁止

労働基準法では第4条で、「使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱をしてはならない」と規定し、賃金について性別による差別取扱の禁止を定めている。

就業規則310のうち、性別による差別待遇を禁止する規定を有しているものは31(10.0%)であるが、その規定の内容をみると、次のとおりで、単に賃金にとどまらず、その他の労働条件職場生活の一切について差別待遇の禁止をうたうものもある。

- (1) 賃金について差別しないとするもの(例1、2)……………7

表2 性別による差別待遇を禁止する規定

合 計	規 定 の 有 り				規 定 な し
	賃金について差別しないとするもの	労働条件について差別しないとするもの	単に賃金について差別しないとするもの	その他	
310	31	7	6	8	279
100%	10.0	2.3	1.9	2.6	90.0
—	100%	22.6	19.4	58.1	—

- (2) 労働条件又は職場生活において差別しないとするもの(例3、4、5、6)……………6

- (3) 単に差別的取扱をしないとするもの(例7、8、9)……………18

となつている(表2)。

(例1) 従業員は、その国籍、信条または社会的身分の如何によつて差別的取扱

いを受けることはない。

従業員は女子であることを理由として給与について男子と差別的取扱を受けることはない。

(D保険)

(例2) 会社は、従業員が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱をしない。

(N工業)

(例3) 従業員はその国籍、信条、性別又は社会的身分によつて賃金、労働時間その他の労働条件について不利益な取扱を受けない。

(S工業)

例1は労働基準法第3条及び第4条の規定を並べて掲げたもの、例2は労働基準法第4条をそのまま規定したもの、例3は労働基準法第3条の「国籍、信条又は社会的身分」による差別待遇を禁止する規定に「性別」による差別待遇の禁止を追加して規定したものである。

(例4) 会社は、従業員に対し性別、国籍、人種、信仰、政治的信条又は社会的身分を理由として労働条件の一切について差別待遇をしない。

(Sゴム)

(例5) 労働条件は健康にして文化的な生活を営むに足るべきものであるとともに、その国籍、信条、社会的身分及び性別等の理由に依り差別的取扱を受けることはない。

(T倉庫)

(例6) 社員は、学歴、年齢、性別、職制上の地位その他の理由で、職場生活の上に不合理な差別的待遇を受けることはない。

(T機器)

「労働条件」には賃金も含まれるので例4及び5は例1～8と同じく男女同一賃金を規定しているものである。例6の「職場生活」が何を意味するかは明瞭でないが、労働条件は勿論のこと福利厚生教育訓練等一切の職場における労働者としての生活面で差別待遇しないという趣旨であると解される。

(例7) 従業員はその国籍、信条、性別または社会的身分の如何によつて、差別的取扱を受けることはない。

(F銀行)

(例8) 会社は従業員の学歴、年齢、性別等を理由として不合理な差別的取扱をしない。

(Iガス)

例7及び8は性別による差別的取扱を禁止しているが、何について差別しないのかを明瞭に定めていない。広く労働条件一般について差別しない趣旨であると思われるが適確な規定とはいえない。

なお、次の例にみられるように身分的差別をしないと規定しているものもある。

(例9) 従業員は、その国籍、信条、学歴、年齢、性別、職制上の地位を理由として身分的差別を受けることはない。

(N皮革)

二 定 年 制 度

就業規則310のうち、定年制を規定しているものは298(96.1%)で、そのうち、定年制を男女差を設けていないものが299(80.2%)、男女差を設けているものが46(15.4%)、職能別又は階層別の定年制を設けているものが13(4.4%)となつている(表3)。

- (1) 一律定年制(例1、2、3)……………

男女一律の定年制を設けている239事業所のうちでは定年を55歳とするものが任意的多数(91.6%)

表3 定年制の内容別事業場数

定年の規定のある就業規則		298	100.0%
一律定年制	小 計	239	80.2
	55才	219	73.5
	60才	10	3.4
	その他	10	3.4
男女別定年制	小 計	46 (5)	15.4
	男55、女50	25	8.4
	男55、女45	8 (1)	2.7
	その他	13 (4)	4.4
職能又は階層別定年制		13	4.4

注 () 内は職能又は階層別に男女別定年制を設けているもので外数である。

職能又は階層別に男女別定年制を設けている事業場290について男女の定年年令をみると表4のとおりで、女子では55才に次いで、50才、60才、45才の定年が多くなっている。

表4 男女別定年年令別事業場数

		女										子					
	年 令(才)	25	30	35	40	45	46	48	50	51	55	57	58	60	計		
男	50			1	(2)				1						(2)		
	53		(1)												(1)		
	55	1	2	2	2	9	1	1	25		219				262		
	56									1	1				2		
	57											5			5		
子	58												4		4		
	60								1		(1)			10	(1)		
	65										1				1		
	計		(1)	3	(2)	9	1	1	27	1	(1)	6	4	10	(5)		
			2		2						224				290		

注 1. () 内は1事業場で職能別又は階層別に2以上の男女別定年を設けているもので外数である。
2. 赤字の部分は男女一律の定年を示す。

(3) 職能別又は階層別定年制 (例7、8、9)

職能別又は階層別定年制を設けている13事業場のうちでは、新聞関係の5事業場が多数を占めている。

(4) 定年延長又は再雇用 (例3、5、6、7、8)

定年制度を定めている298の事業場のうち、一定の場合に定年を延長するとか、定年退職者を一定の場合に再雇用するとかの規定をもっているものは119 (39.9%) となっている。

を占め、以下60才 (4.2%)、57才 (2.1%)、58才 (1.7%) の順となり、最低は50才 (1事業場) となっている。

(2) 男女別定年制 (例4、5、6)

男女別定年制を設けている46事業場のうちでは、男子55才、女子50才、とするものが過半数 (54.3%) を占め、年令の開きの多いものは少ない。次いで男55才、女45才とするもの (17.4%) が多く、女子の定年の最低はサービス業の25才 (1事業場) である。

なお、一律定年制、男女別定年制及び職能別又は階層別に男女別定年制を設けている事業場290について男女の定年年令をみると表4のとおりで、女子では55才に次いで、50才、60才、45才の定年が多くなっている。

〔例1〕 従業員の定限年令は、満55才とする。従業員は定限年令に達したときは退職するものとする。 (M銀行)

〔例2〕 従業員年令55才に達したとき又は死亡したときは退職させる。

前項の定年退職のときは1カ月前に予告し予告手当は支給しない。 (N機械)

〔例3〕 従業員の定年は満60才とする。定年に達した時はその月の末日を以て解雇する。但し、業務の都合により改めて雇入れることがある。

改めて雇入れる場合は、次の取扱いをする。

- 1 職種又は配置の転換を行なうことがある。
- 2 待遇を下げることもある。
- 3 以後の期間に対する退職金は支給しない。

〔例4〕 従業員の定年は、次のとおりとする。男子満55才 女子満45才。 (K紡績)

〔例5〕 社員の定年は、男子満55才、女子満45才とする。

前項の規定にかかわらず、業務上特に必要があると認めるときは、期間を定めて定年を延長することができる。

定年に達した者は、その日の属する月の末日に退職するものとする。 (N証券)

〔例6〕 社員の定年退職は男子満55才、女子は満25才とする。但し、会社が特に必要と認める場合は女子の定年を満30才まで延長することができる。 (U興業)

〔例7〕 従業員は満55才 (給仕は満20才) をもって定年とする。

満55才の定年に達した者で、会社が特に必要と認めた者に限り定年を延長することができる。

給仕が定年に達したとき、現に本社の認める学校 (職大・大学・短期大学を含む。) に在学している者については、特に選考の上、卒業の日まで定年を延長することができる。ただし、満5年を超えることはない。

唱託については、第1項を準用しない。 (A新聞)

〔例8〕 従業員の定年は、満55才とする。但し、勤務成績等特に優秀な者については、これを延長することができる。

前項の規定にかかわらず別表に掲げる特定職種の定年は、満55才とする。この場合においても

別表

事業場	職 種	備 考
本 社	客用エレベーター運転員	
制 造	出札係、改札係、案内係、売店係	
ホテル・食堂・酒場等の他の事業場	キャッシャー	ホテルにおいては、売店及びコーヒーション・ショップ勤務者に限る
	ロビーガール、ウェイトレス、キャディ	

前項但書の規定を適用する。

会社は、従業員が定年に達する日の3カ月前にその旨を通知し、従業員は、定年に達した日を以て自然退職するものとする。 (N映画)

〔例9〕 社員の定年は、次に掲げるとるによる。

1 女子である案内係、乗務員及びガイド

ド(ハイヤー、タクシー)	30才
2 運転士	53才
3 前各号に掲げる者以外の者	55才

(K交通)

なお、性別による差別待遇禁止を規定している事業場のうちで、定年制に男女差を設けているものが、4事業場あった。

三 結婚(妊娠、出産)退職制度

就業規則310のうちで、女子が結婚した場合には退職するものと規定しているものは稀ではあるが2事業場あった。

(例1) 女子従業員は、結婚退職を条件として採用する。(T証券)

(例2) 次の各号に該当するときは、従業員はその資格を失う。

(f) 女子従業員が結婚したとき。(Rミシン)

なお、結婚退職制を規定している2事業場の就業規則には、いずれも性別による差別待遇禁止の規定はみられなかった。

四 結婚(妊娠、出産)による退職金割増制度

就業規則310のうち、退職金規定が添付されていないものを除いた162の就業規則についてみると結婚(妊娠、出産)退職の場合の退職金を一般の退職の場合よりも有利に扱っている例が64事業場(39.5%)にみられた(表5)。

(例1) 勤続3年以上の従業員が自己都合退職する場合は、次の各号によって支給する。

- I 勤続3年以上5年未満
基準給与率の30%
- II 勤続5年以上10年未満
基準給与率の40%
- III 勤続10年以上15年未満
基準給与率の50%
- IV 勤続15年以上20年未満
基準給与率の60%

(中略)

勤続3年以上の女子従業員が結婚退職する場合、又は、出産を予定して産前1ヵ月半以内に退職す

表5 結婚(妊娠、出産)による退職金割増制度

計	あ	り	な	し	不	明
310	64	98	146			
—	39.5%	60.5%	—			

る場合は、基準給与率の50%を支給する。但し、勤続15年以上の者は前項第IV号以下の規定を準用する。(S機械)

(例2) 依頼退社など本人の希望による退社の場合は前条による算出額に対しつぎの率により減額する。

勤続年数	1年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上
減率	100%	30%	20%	10%	0%

つぎの各号に該当するときは、減率を適用しない。

- 1 停年退社
- 2 女子の結婚退社
- 3 会社の業務の都合により退社させるとき。
- 4 傷病又は死亡により退社するとき。

別表 (一時金)

(本給に対する倍率) (T生命)

勤続年数	(I) 停年退社	(II) 死亡	(III) 自己都合
0	10	—	—
1	12	7	—
2	14	9	—
3	16	11	6
4	18	13	8
5	20	15	10
6	22	17	12
7	24	19	14
8	26	21	16
9	28	23	18
10	30	25	20
11	33	28	23
12	36	31	26
13	39	34	29
14	42	37	32
15	45	40	35
16	49	46	41
17	53	50	47
18	57	56	53
19	61	60	59
20	66	66	66
21	67	67	67
22	69	69	69
23	71	71	71
24	73	73	73
25以上	75	75	75

5. その他会社で特に決定したとき。

(C興行)

(例3) 前条第○号(勤続3年以上、自己都合による退職者)によって退職する女子(勤続20年以上の者を除く。)が退職前後3ヵ月以内に結婚した場合、その一時金の定率については、別表Ⅱに掲げるものの2割増とする。ただし、加算の結果別表Ⅰ該当者(停年者)の一時金を超えないものとする。(T生命)

(例4) 女子従業員が結婚又は妊娠により退職する場合、つぎの結婚(妊娠)退職特別祝金を支給する。但し、本祝金を支給するときは、給与規程に定める結婚祝金は支給しない。

勤続 賞3年未満	7,000円
勤続 3年以上5年未満	10,000円
勤続 5年以上	15,000円

(R治油)

五 初任給額の男女差

初任給額に男女差が認められていても、就

業規則の上からだけでは、従事している職務の内容等が明確でないで、これをもって直ちに男女同一賃金の原則に違反するということとはできないが、収集した就業規則310のうち、給与規程が添付されていないものを除いた246の就業規則についてみると、男女の初任給額に差を設けているものが12あった。

(例1) 初任給は、次のとおりとする。

- 1 (略)
- 2 労務職員および技術職員中の機関士
 - (1) 自動車運転手 12,100円
 - (2) 機関士および警備員 11,300円
 - (3) (1)(2)以外の男子労務職員 10,600円
 - (4) 女子労務職員 9,500円

(N銀行)

(例2) 初任給は、次の通りとする。

- 1 学校新卒業者
 - イ 大学理工科系 14,000円
 - ロ 大学文科系 13,000円
 - ハ 高校男子 8,500円
 - ニ 高校女子 8,000円
 - ホ 中学校 7,000円

2 既 経 験 者

その都度年齢、経験、学歴、能力、職務内容等を勘案してこれを定める。(T事業)

なお、初任給差ではないが、次の例のように、男子は月給、女子は日給月給とする例が1件みられた。

(例3) 従業員に支払う賃金は、次の基本給を基礎として、賃金規定により支払われる。

- 1 職員(月給者) 本俸
- 2 工員(日給者) 本給
- 3 勤続2年未満の女子職員(日給月給者) 本給

(E製作所)

なお、性別による差別待遇禁止を規定している事業場で男女の初任給差のある事業場が1件あった。

六 危険有害業務の就業制限

労働基準法第63条は、「使用者は、満18歳に満たない者又は女子を第49条の規定による危険な業務に就かせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。」と規定している。

就業規則310のうちで、この主旨の規定を設けているものは105で33.8%であった。

規定の内容をみると例1の如く業務の内容を具体的に例示しているものは極く僅かで、大部分は、例2又は3の如くいかなる業務が具体的に危険有害業務に該当するかを定めていない。例2は勿論、例3の場合もその主旨は労働基準法第63条と同様のものであるが、就業規則の規定としては具体性を欠くものといえよう。

(例1) 満18歳未満の者及び女子は、次の業務に就業させない。

- 1 重量物の取扱をする業務
- 2 危険又は衛生に有害な業務
 - イ 発電、送電、変電又は電路の開閉業務
 - ロ 石灰のかんりゆう、又はタールの蒸りゆう、若しくは精製の業務
 - ハ ベンゾール若しくはこれに準ずる引火性の物の製造又はこれを用いる業務
 - ニ 運転中の原動機より中間軸までの動力伝導装置の掃除、注油、検査、修繕又は調整の掛換の業務
 - ホ 前各号のほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する業務 (Tガス)

(例2) 会社は、年少者、女子、未経験者及び技能に関する一定の資格のない者を法令の定める危険有害な業務につかせない。(K紡績)

(例3) 満18歳未満の者又は女子を危険又は衛生上有害な業務につかせない。(F電工)

七 生 理 休 暇

労働基準法第67条は、「使用者は、生理日の就労が著しく困難な女子又は生理に有害な業務に従事する女子が生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。」と規定している。

就業規則310についてみると、生理休暇の規定のあるものが295(95.2%)と大部分を占めている(表6)。

表6 生理休暇の規定、日数、給与

計	規定あり	規定なし	日数		給							無給	不明
			請求は必要期間	日数制限	給								
					小計	一日のみ	二日のみ	三日以上	期間不定	特例	期間		
310	295	15	229	66	210	29	100	30	81	67	13		
100.0	95.2	4.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
%	100.0	—	77.6	22.4	77.2	—	—	—	—	23.7	6.1		
—	—	—	—	—	100.0	75.7			24.3	—	—		

規定のある就業規則295のうちで、

(1) 一週間中の休暇日数を1日とか2日とか制限しているもの(例2、4) 66(22.4%)

(2) 「請求期間」又は「必要日数」を与えているもの(例1、6、7、8) 229(77.6%)
となっている。しかし、(1)については、昭和23.5.5基発第682号(注)に照らし問題がある。

(注) 昭23. 5. 5、基発第682号

生理日の長短及びその難易は各人によつて異なるものであり、女子労働者すべてに妥当する客観的な一般基準は定められない。なお、就業規則その他により生理休暇の日数を限定することは許されない。ただし、有給の生理休暇の日数を定めておくことはそれ以上休暇を与えることが明らかにされていれば差し支えない。

労働基準法が生理休暇中の給与については定めていないので、この間の給与の有無については、就業規則の定めるところによるわけであるが、規定のある就業規則295のうちで

- (1) 有給とするもの(例2、5、6、7、8) 210 (71.2%)
- (2) 無給とするもの(例1、3) 67 (22.7%)
- (3) 不明のもの 18 (6.1%)

となつてゐる。

有給としている就業規則210についてその内容をみると、

- (1) 有給日数を制限しているもの(例2、5、6、8) 159 (75.7%)
- (2) 請求期間を全部有給にしているもの(例7) 51 (24.3%)

となつてゐる。

また有給日数を制限している159の規則のうちで

- (1) 2日間のみ有給とするもの(例2、5) 100 (62.9%)
- (2) 1日のみ有給とするもの(例8) 29 (18.2%)
- (3) 3日以上有給とするもの(例6) 30 (18.9%)

となつてゐる。

(例1) 生理日の就業が困難な女子が生理休暇を請求したときはこれを与える。

生理休暇は無給公休とする。生理日の女子が請求した場合は、他の軽易な業務に転換さなければならぬ。

生理手当として1カ月200円を支給する。ただし1カ月7日以上欠勤したものは支給しない。

(C毛織)

(例2) 従業員には次の特別休暇を与える。

7 生理日の就業が著しく困難な女子 月2日

特別休暇を受けたとき、その間通常勤務した場合と同額の月額で定められた賃金を支給する。

(T石油)

(例3) 特別休暇を次のとおり定める。

1 女子の生理休暇

本人の申出により1カ月につき2日以内(無給)として勤務には関係させない。

但し、本人の状態によって医師の診断書に示された期間とし2日の有給休暇を与える。

(O写真工業)

(例4) 女子職員に対して、1回2日、1年を通じて26日の生理休暇を与える。

前項の休暇をとるときは、所属長に口頭をもつて届け出れば足りる。

(T交通)

(例5) 女子従業員が、生理日の勤務が著しく困難なため欠勤を請求した場合は、その期間勤務させることはない。

前項の場合は、その請求により2日以内の有給休暇を与える。

様式3~6

生 理 休 暇 請 求 票

所属課係名

氏 名

番 号

年 月 日生(満才)

(昭和 年)

休暇月日	本人印	衛生管理 者印	責任者印	休暇月日	本人印	衛生管理 者印	責任者印
月 日				月 日			
月 日				月 日			
月 日				月 日			
月 日				月 日			
月 日				月 日			
月 日				月 日			

(S行銀)

(例6) 女子社員にして選抜作業、旋盤作業、電話交換、その他これに類する業務に従事する者又は生理日の就業が著しく困難な者が請求したときは、生理休暇(1週期につき3日は有給休暇)を与える。

生理休暇を受けるときは、生理休暇を、前日若しくは当日までに事業所長に届出なければならぬ。

但し、45歳以上の者及び生理日の就業が著しく困難な者並びにその月を越える者は医師の証明書を必要とする。

出産看護
生理休暇

休暇種別						
期間	自昭和	年	月	日	日間	
	至昭和	年	月	日		
添付書類						

上記の通り御届け致します

昭和 年 月 日 所属職名

氏 名 ⑥

(A 飲業)

(例 7) 女子の職員は、生理時就業が著しく困難であると認められる業務に従事するときは、生理休暇を受けることができる。

生理休暇中は連続 2 日目までは 1 日について基準給与の 0.5%、連続 3 日目以降 3.3%を減額する。

(S 生命)

(例 8) 会社は、従業員が次の各号の一に該当し、所属長を経て会社に文書をもって届け出た場合には、特別休暇を与える。

特別休暇届

部署 課 係
氏 名 ⑥

従業員就業規則第○条及び第○条により下記の通りお届けいたします。

記

① 特別休暇を請求する理由

② 期 間

自 昭和 年 月 日 日間
至 昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

〇〇株式会社 御中

1 特別有給休暇

生理休暇 1 回につき 1 日

特別休暇を請求する場合には、別に定める様式に必要事項を記載し、あらかじめ会社に提出しなければならない。但し、やむを得ない事由によつて事前に会社に届け出ることのできないときは、事後に遅滞なく届け出なければならない。(T 保険)

八 妊婦の軽易業務転換

労働基準法第 65 条第 3 項は、「使用者は妊娠中の女子が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない」と規定している。

就業規則 310 のうちで妊婦の軽易業務転換の規定のあるものは 144 (46.5%) となっている(表 7)

規定の内容は、労働基準法とはほぼ同一規定のものもあるが、妊婦を要保護者として他の健康要保護

表 7 妊婦を軽易業務に転換する規定

計	あ	り	な	し
310 %	144		166	
100	46.5%		53.5%	

者と合わせて、業務転換のほか、就業制限やその他保健衛生上

必要な措置を講ずることを規定しているものが多い。すなわ

ち、軽易業務転換の規定のある就業規則 144 のうち、

(1) 他の健康要保護者と合わせて妊婦の軽易業務転換を規定しているもの(例 1) 130 (90.3%)

(2) 労働基準法と同一規定のもの(例 2) 25 (17.4%)

となっている。

(注 (1)、(2)をともに規定しているものが若干あるため合計は 100%をこす)

(例 1) 次の各号の一に該当する者に対しては、就業制限、作業転換その他保健衛生上必要な措置を行なうことがある。

1 満 18 歳未満の者及び入社 6 ヶ月未満の者

2 妊婦

3 健康診断の結果医師が必要と認める者

(B 労務)

(例 2) 妊娠中の女子が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させる。(M 電機)

なお、次の例のように妊娠 8 ヶ月以後の女子に限定しているものがみられたが、期間を限定することについては、問題が残る。

(例 3) 妊娠 3 ヶ月以上の女子社員は請求により軽易業務につかせる。(N 鉄道)

九 産前産後の休業

労働基準法第 65 条第 1 項及び第 2 項は、「使用者は、6 週間以内に出産する予定の女子が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

使用者は、産後 8 週間を経過しない女子を就業させてはならない。但し、産後 8 週間を経過した女子が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認める業務に就かせることは、要し

支えない。」と規定している。

表8 産前産後休業

計	規定あり			規定なし
	小計	通算する	通算しない	
310	294	36	258	16
100.0	94.8	—	—	5.2
—	100.0	12.2	87.8	—

規定しているもの(例5~13) 258 (87.8%)
 となつてゐる(表8)。

I. 産前産後休業期間を通算するものについてみると

- (1) 産前産後通算して12週間以内とするもの(例1、2) 16 (44.4%)
 (2) 産前産後を通算して12週間をこえる期間を定めているもの(例3、4) 20 (55.6%)

となつており(表9)、休業期間の最も長いものは、通算4ヵ月(サービス業)である。

労働基準法は、産前産後休業期間の給与については定めていないので、この間の給与の有無については就業規則の定めるところによるわけであるが、この点を同じ36の就業規則についてみると

表9 産前産後通算のもの

計	期 間		給 与		
	12週間	12週間をこえるもの	有給	無給	不明
36	16	20	21	13	2
100.0%	44.4	55.6	—	—	—
100.0	—	—	58.3	36.1	5.6

- (1) 有給とするもの(例1、3) 21 (58.3%)
 (2) 無給とするもの(例2、4) 13 (36.1%)
 (3) 不明のもの 2 (5.6%)

となつてゐる。

(例1) 社員に次の有給休暇を与える。
 1~4 略

ハ 本人の出産(前後を通じて)84日間 (福山株式会社) (Y出版)
 例1の場合、産前に42日以上、産後に6週間をみたなくなり、労働基準法の定める最低の基準を下回ることとなるので問題であるが、この場合、有給の休業日数を84日と限定している趣旨であれば差し支えない。

なお、この様式は休暇「願」となっており、会社の許可を必要とするような印象を与えるが、産休も産後も請求があれば当然に与えられなければならないものであるから、適切な表現とはいえない。届とすれば足るであろう。また、次の例2の場合には、産後休業6週間が確保されるように配慮する必要がある。

(例2) 特別休暇は次のとおりとする。

2 出産休暇 連続通算12週間 出産休暇は無給とする。 (H工業)

(例3) 会社は8週間以内に出産する予定の女子の休暇を請求した場合に、産前産後をこ

就業規則310のうちで、産前産後休業を規定しているものは294で94.8%を占めてゐる。

規定の内容をみると

- (1) 産前産後の休業期間を通算して規定しているもの(例1~4) 36 (12.2%)
 (2) 産前休業期間と産後休業期間を別々に

特 別 (慰 勞) 休 暇 願

社 長 印	当該部長印	経理部長印	庶務部長印

1 事 由

- 1 罹 災 休 暇
 2 交通遮断休暇
 3 慶弔 休 暇
 4 生 理 休 暇
 5 出 産 休 暇

期 間 自 翌 月 日 日間

上記の通り特別休暇致し度く御願ひします。

昭和 年 月 日

部

姓 名

印

〇〇株式会社 御中

(Y出版)

112日の有給休暇を与える。

前項の場合、出席予定日の証明書を経営部長を経て、人事課に提出しなければならない。

(I百貨店)

(例4) 女子社員が分娩する場合、産後の6週間を含み、15週間の分娩休暇を与える。但し、要領が延長を必要とすることを証明したときは、所定の期間をこえて休業することができる。

前項の休暇は、出勤扱いとするが賃金は支給しない。

(K電鉄)

II. 次に産前休業期間と産後休業期間を別々に規定している258の就業規則についてみると、

休業期間の点では、

- (1) 産前6週間以内産後6週間としているもの(例5、6、7、8、19) 247 (95.7%)
 (2) 産前は6週間以内だが産後は6週間をこえる期間を定めているもの(例9、10) 6 (2.4%)
 (3) 産前産後ともに6週間をこえる期間を定めているもの(例11、12) 5 (1.9%)

となつており(表10)、休業期間の最も長いものは、産前については8週間とするものが2、産後については9週間とするものが1、8週間とするものが1事業場であった。

休業期間の給与については、

- (1) 休業全期間を有給とするもの(例5、9) 77 (29.8%)
 (2) 産後休業については全期間有給とし、産前休業については一定期間を限り有給とするもの(例

13) 1 (0.4%)

表10の1 産前産後通算しないものの産前休業

計	期 間		給 与		
	6週間 以内の もの	1週間 をこえる もの	有給	無給	不明
253 %	253	5	81	157	20
100.0	98.1	1.9	31.4	60.9	7.7

表10の2 産前産後通算しないものの産後休業

計	期 間		給 与		
	6週間 のもの	6週間 をこえる もの	有給	無給	不明
258 %	247	11	81	157	20
100.0	95.7	4.3	31.4	60.9	7.7

(例6) 職員は、次の一に該当する場合は有給休暇を受けることができる。

イ 略

ロ 出 産 休 暇

本人及び配偶者出産の場合 2日

職員で次の一に該当する場合には、無給公休を与える。

イ 出産休暇 産前産後6週間より前項 ロの有給休暇日数を差し引いた日数(C宅給)

これは出産休暇に関する有給休暇日数を男女同一に定めたものである。

(例7) 従業員は次の通り特別休暇(有給)を受けることができる。

1~4 略

5 出産休暇、産前産後6週間のうち通算して1ヵ月 (N商店)

(例8) 社員が出産するときは、精算により産前6週間以内及び産後6週間の休暇(無給)を与える。(産出様式次頁) (N鉄道)

例8の規定では、産後休業も「請求により」与えるものと読まれる危険がある。絶対的就業制限である産後休業については適切な規定の方法ではない。また、この様式も例1の場合と同様に「届」とした方が適切であろう。

(例9) 従業員の各種休暇(有給)は次のとおりとする。

1~4 略

5 産前産後休暇

産 前 本人から申出があつた場合予定日から通り 6週間

産 後 出産日の翌日から起算し 7週間 (N自動車)

(3) 一定期間を限り有給とするもの(例6、

7、11) 3 (1.2%)

(4) 無給とするもの(例8、10、12) 157 (60.8%)

(5) 不明のもの 20 (7.8%)
となつている。

(例5) 休暇は次のとおりとする。

1~9 略

10 出産休暇 労働基準法に定める期間

出産休暇を受けた場合は産前、産後を通じ42日間は給料及び手当の全額を支給し、42日間はその半額を支給する。

(N保険)

株式会社
社長 殿

所 属	所 属	所 属	所 属
所 属	所 属	所 属	所 属

昭和 年 月 日

所 属

氏 名

印

産 前 産 後 休 暇 願

下記のとおり御許可願います。

1 出 産 予 定 日 昭和 年 月 日頃

(産後の場合は出産日)

2 期 間 昭和 年 月 日か6日まで 日間

3 添 付 書 類 助産婦証明書 1通

(N鉄道)

(例10) 冠婚葬祭その他特別の事情のあるときは次の特別休暇を与える。

7 女子の産前産後、産前6週間、産後7週間産前産後の休暇中は賃金を支給しない。

特 別 休 暇 願

昭和 年 月 日

株式会社

殿

所 属 課		部 所	
課 長	係 長	氏 名	印

下記のとおりお願いいたします。

1 期 間	月 日より 月 日まで(うち休日 日)
2 休暇日数	日
3 事 由	
4 休暇中の連絡先	

勤 務 担 当 課		
課 長	係 長	担当者

(N石油)

(例11) 特別休暇を下記の通り定める。

1 略

2 出産休暇

産前7週間 産後7週間

産前産後の1週間については平均賃金の60%の手当を支給する。

(O工業)

(例12) 従業員が次の各号に該当し予め会社の承認を得たときは休暇を与える。但し、賃金は支払わない。

1 略

2 女子産前、産後8週間、但し、医師が延期を必要とすることを証明したときはその必要日数だけ延長することができる。

(S鉄道)

(例13) 次の理由による欠勤は、従業員が所定の手続により承認を受けた場合には、出勤したものとみなして取扱う。

(1)～(3) 略

(4) 女子従業員の産前、産後

産前2週間以内

産後6週間以内

次の理由による欠勤は、従業員が所定の手続により承認を受けた場合には、休日に準じてこれを欠勤として取り扱わない。但し、その日数に対しては賃金は支払わない。

(1) 女子従業員の産前4週間以内

(N鉄道)

十 育 児 時 間

労働基準法第66条第1項は、「生後満1年に達しない生児を育てる女子は、第34条の休憩時間の外1日2回各々少なくとも30分、その生児を育てるための時間を請求することができる。」と規定している。

就業規則310のうち、育児時間に関する規定のあるものは204で、65.8%となっている(表11)。

規定のあるものについてその内容をみると、

(1) 労働基準法どおり「生後満1年未満、1日2回各30分」としているもの(例1、2、4)。

表11 育 児 時 間

計	規定あり	規定なし	時 間		給 与		
			1年間 1日2回 各30分	その他	有給	無給	未明
310	204	106	200	4	31	4	169
%	65.8	34.2	—	—	—	—	—
100.0	65.8	34.2	—	—	—	—	—
—	100.0	—	98.0	2.0	15.2	3.0	82.8

(2) 労働基準法の規定を上回るもの(例3、5、6) …… 8 (1.5%)

(3) その他 …… 1 (0.5%)

となっている。

規定の仕方をみると、「午前及び午後」と育児時間の位置を定めているもの(例3、4)。

育児のための場所を指定しているもの(例2、3、5)などがある。

労働基準法を上回る規定をもっている3つの就業規則の内容は「1日2回各40分」としているもの1(例6)、「生後1年半未満の生児」としているもの1(例3)、「生児が发育不全の場合には1年以上」としているもの1(例5)である。

「その他」の1事業場は「勤務の都合を勘案して」育児時間を与えるとするもの(運輸業)である。

育児時間中の給与については、労働基準法に規定がないので、就業規則の定めるところによるわけであるが、育児時間については、その間の給与について規定のないものが多い(育児時間の規定のある就業規則204の82.8%に当る169)。産前産後の休業や生理休暇にくらべて勤務を離れる時間がとく短かいので、賃金については、除外しない慣行になつている場合が多いものと考えられる。

給与について規定してある35の就業規則についてみると、

(1) 有給とするもの(例1、3) …… 31 (88.6%)

(2) 無給とするもの(例2) …… 4 (11.4%)

となつている。

(例1) 生後満1年に達しない生児を育てる女子従業員は予め届出て就業時間中第○条の休憩時間の外1日につき2回、1回につき30分の有給育児時間をうけることができる。(D相互銀行)

(例2) 生後1年に達しない生児を育てる女子には、第○条に定める休憩時間のほか、1日につき2回各々原則として30分の育児のための時間を与える。

育児時間を必要とする者は、所属長を経て会社に届出て、所定の場所で育児を行なうものとする。

育児時間中の賃金は支給しない。

(K紡織)

(例3) 生後満1年半に達しない生児を哺育する女子は、所定の場所において哺育時間として第○条の休憩時間の外に、午前、午後各30分間を得られる。

この時間を請求する場合には、様式第○号(次頁)によって予め会社に届出なければならない。第1項の場合は、その時間に対し、賃金規則に定める手当を支給する。

(賃金規則) 哺育時間は、日給月給者に対し本給を時間割計算したものを手当として支給する。

前項の場合は、月給者であっても機能給は支給しない。

(Tゴム)

(例4) 生後満1年に達しない生児を育てる女子社員の育児時間は、午前10時10分から30分間、午後2時30分から30分間とし、請求により与える。

(T薬品)

(例5) 会社は、生後満1年に達しない生児を育てる女子が申し出たときには、休憩時間のほか、あらかじめ時刻および場所を定めて1日2回各30分間の育児時間を与える。

发育不良その他特別の理由によつて必要と認めたとときは、生後満1年以上の生児を育てる女子が申し出た場合にも、前項の育児時間を与える。

(K紡織)

(人事課又は事務課発行)

出張・権外出行・刻補・早退・届					
所 属	氏 名				印
事 由					人事課 (事務課)
行 先					所属課
期 間	自 昭和 年 月 日 時	至 昭和 年 月 日 時			
昭和 年 月 日 提出					担 任 者

(例 5) 生後満1年に達しない生児を育てる女子が請求した場合は、所定の休憩時間のほか、1日2回各40分の生児を育てるための時間を与える。(A飲業)

十一 その他の母性保護休暇

労働基準法に定められている休暇以外の母性保護休暇として次のようなものがみられたが、数としては極めて少ない。

1 妊娠休暇

産前休業に入る以前の妊婦に対して認められている休暇で、妊娠休暇、通院休暇、つわり休暇などの名称で呼ばれているもの……………5

(例 1) 従業員は次の特別休暇(有給)を受けることができる。

2 妊娠休暇 10日以内

本人の申請により、妊娠確定の日より産前休暇までの間に、継続又は分割して請求することができる。(K出版社)

(例 2) 従業員が次の各号の一に該当するときは、請求により次の特別休暇(有給)を与える。

1～3 略

4 女子従業員が妊娠3月以上のとき 月4日 (D印刷)

(例 3) 会社は、妊娠悪阻の女子が従業員離れのため医師の診断書をもとに、休業を請求したとき、その者を就業させない。(R写真)

なお、次の例のように勤務時間を短縮するとしているものもある。

(例 4) 妊娠5ヵ月目以後の女子従業員から申出があつたときは、就業定時間を変更して、出勤時間の1時間後から退勤時間の30分前までとする。

前項の場合において必要があるときは、その事実を証する書類を添付しなければならない。

(N自動車)

2 産後休業の延長

産後休業として定められた期間を、事情により延長するとしているもの……………3

(例 5) 労働の激しい勤務に従事する女子職員は、産後6週間をこえて更に2週間の有給休暇を受けることができる。(A生命)

(例 6) 特別休暇の種類及び日数は、次の通りとする。

1～2 略

3 出産休暇

産前6週間及び産後6週間(休日を含む。)但し、本人の申出により、産前及び産後を通じて、更に3週間(休日を含む。)以内の日数を与えることがある。(S電工)

附表 1

業 種	調査事業場数	定 年 制 度														結婚(妊娠、出産)による退職金増額制度	性別による差別待遇の禁止				賞金規定による初任給額の男女差				危険有害業務の就業制限		任務の軽易な業務課換					
		あ り	な し	あ り と す る も の の う ち										定年延長又は再雇用			あ り	な し	あ り	な し	不 明	規 定 有 り			規 定 な し	不 明	規 定 有 り	規 定 な し	規 定 有 り	規 定 な し		
				一 律 定 年 制				男 女 別 定 年 制				職 務 異 動 に よ る 別	小 計	男 子 の 数	女 子 の 数							小 計	男 子 の 数	女 子 の 数								
				小 計	55 才 才	60 才 才	其 他	小 計	男 子 の 数	女 子 の 数	男 子 の 数																				女 子 の 数	其 他
総 数	310	298	12	239	219	10	10	(6) 48	28	8	(1) 1	(9) 12	13	119	179	2	308	64	98	148	31	7	6	18	279	12	234	54	105	205	144	166
D 鉱 業	7	7	—	7	7	—	—	—	—	—	—	—	—	3	4	—	7	1	2	4	—	—	—	—	7	—	4	3	1	6	2	5
E 電 機 設 業	3	3	—	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	3	—	3	—	—	—	—	—	3	—	2	1	1	2	1	2
F 製 造 業 (計)	196	193	3	148	139	5	3	(9) 57	22	7	(1) 1	(2) 7	8	74	119	2	193	47	60	89	24	5	4	15	172	8	155	29	84	112	109	87
18 食 料 品 製 造 業	21	21	—	12	10	1	1	(1) 5	4	—	—	(1) 3	1	7	14	—	21	3	9	9	3	1	—	2	19	2	16	6	10	11	10	11
20 織 維 工 業	17	16	1	10	10	—	—	6	2	3	—	1	—	8	8	—	17	8	4	5	—	—	—	—	17	—	15	1	6	11	9	8
21 衣服、その他の繊維製品製造業	4	4	—	3	3	—	—	1	1	—	—	—	—	4	—	—	4	2	2	—	—	—	—	4	1	3	—	1	3	2	2	
22 木材、木製品製造業	1	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
24 パルプ、紙、紙加工品製造業	6	6	—	6	6	—	—	2	2	—	—	—	—	3	4	—	6	1	1	6	1	—	—	5	1	7	—	3	5	4	4	
25 出版、印刷、同関連産業	13	13	—	8	7	1	—	—	—	—	—	—	5	4	9	—	13	2	6	5	1	—	1	12	1	10	2	6	7	5	4	
26 化 学 工 業	39	39	—	35	34	1	—	(1) 3	2	1	(9) 1	—	1	3	26	—	39	9	11	19	1	—	—	36	1	33	5	15	24	18	21	
27 石油製品、石炭製品製造業	8	8	—	8	8	—	—	—	—	—	—	—	—	2	6	—	8	2	—	6	—	—	—	8	—	7	1	6	2	5	6	
28 ゴ ム 製 品 製 造 業	5	5	—	4	3	1	—	1	—	—	—	—	—	2	3	—	5	—	3	2	—	—	—	2	—	3	—	3	2	3	2	
29 皮革、同製品製造業	1	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	
30 窯業、土石製品製造業	9	8	1	7	7	—	—	1	—	1	—	—	—	4	4	—	9	3	0	3	4	—	—	5	1	4	—	7	7	8	4	
31 鉄 鋼 業	10	10	—	7	7	—	—	3	2	—	—	—	—	3	2	—	10	3	—	7	2	—	—	6	—	7	2	4	6	6	4	
33 金 属 製 品 製 造 業	10	10	—	8	8	—	—	2	1	1	—	—	—	6	5	—	10	2	6	2	0	—	—	7	—	7	3	6	7	7	6	
34 機 械 製 造 業	18	18	—	16	15	—	—	2	1	—	—	1	—	6	12	—	18	4	6	8	5	2	—	13	1	16	1	10	6	13	6	
35 電気機械器具製造業	14	13	1	9	8	—	1	4	3	1	—	—	—	3	10	—	14	2	3	7	—	—	—	14	—	10	4	5	9	6	5	
36 輸送用機械器具製造業	9	9	—	6	6	—	—	3	0	—	—	—	—	6	3	—	9	—	4	5	—	—	—	9	—	7	2	5	4	5	3	
37 計量器、測定器、測量機械、図測機械	8	8	—	7	5	2	—	—	—	—	—	—	1	2	5	—	7	3	2	3	—	—	—	6	—	7	—	4	4	8	—	
38 理化学機械、光学機械、時計製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
39 その他 の 製 造 業	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
G 卸 売 業、小 売 業	10	10	—	7	5	—	2	(3) 2	2	(4) 1	—	1	—	1	2	—	11	4	3	4	—	—	—	11	1	7	3	10	15	16	8	12
H 金 融 保 険 業	35	33	2	25	25	2	2	—	—	—	—	—	—	17	5	—	34	7	0	18	3	2	—	32	1	28	5	35	9	25	25	
I 運 輸 通 信 業	35	33	2	28	26	—	2	2	1	—	—	—	2	14	18	—	35	4	0	21	2	—	—	33	1	25	5	31	13	22	22	
K 電 気、ガ ス、水 道 業	10	10	—	10	10	—	—	—	—	—	—	—	—	2	6	—	10	—	5	15	2	—	—	8	—	2	—	5	7	4	6	
L 其 他	10	11	—	7	4	—	3	(5) 2	—	—	—	(5) 2	3	5	5	—	11	1	5	7	—	—	—	10	—	8	2	10	1	1	1	12

(注) (一) 内は男女別に職能又は雇用形態年制を設けているもので外数である

附表 2

業 種	事業場数	規定あり	規定なし	産 前 産 後 休 業 規 定 有 り の う ち												産 前 産 後 休 業 規 定 有 り の う ち												育 児 時 間					その他 の母性 保護 休																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				規定ありのうち						規定なしのうち						規定ありのうち						規定なしのうち						規定ありのうち																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				日数 請求 期間	日数 制限	給 与				日数 請求 期間	日数 制限	給 与				日数 請求 期間	日数 制限	給 与				日数 請求 期間	日数 制限	給 与				日数 請求 期間	日数 制限	給 与				日数 請求 期間	日数 制限	給 与																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
						有	給	無	不 明			有	給	無	不 明			有	給	無	不 明			有	給	無	不 明			有	給	無				不 明	有	給	無	不 明	有	給	無	不 明	有	給	無	不 明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
																																																	小 時	1日 の み	2日 の み	3日 以 上	小 時	1日 の み	2日 の み	3日 以 上	小 時	1日 の み	2日 の み	3日 以 上	小 時	1日 の み	2日 の み	3日 以 上	小 時	1日 の み	2日 の み	3日 以 上	小 時	1日 の み	2日 の み	3日 以 上	小 時	1日 の み	2日 の み	3日 以 上	小 時	1日 の み	2日 の み	3日 以 上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
業 種	事業場数	規定あり	規定なし	日数 請求 期間	日数 制限	有	給	無	不 明	日数 請求 期間	日数 制限	有	給	無	不 明	日数 請求 期間	日数 制限	有	給	無	不 明	日数 請求 期間	日数 制限	有	給	無	不 明	日数 請求 期間	日数 制限	有	給	無	不 明	日数 請求 期間	日数 制限	有	給	無	不 明	日数 請求 期間	日数 制限	有	給	無	不 明	日数 請求 期間	日数 制限	有	給	無	不 明	日数 請求 期間	日数 制限	有	給	無	不 明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
総 数	310	295	15	229	66	210	29	100	30	51	67	18	284	16	36	16	20	21	0	13	2	258	253	5	77	4	157	20	247	11	78	3	157	20	204	106	200	4	31	4	189	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
D 鉱 業	7	7	—	4	3	5	—	2	3	—	1	1	7	—	1	1	—	1	—	—	—	6	6	—	—	—	6	—	6	—	—	—	6	—	6	1	5	1	—	—	6	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
E 建 設 業	3	3	—	2	1	—	—	—	—	—	—	—	3	3	—	—	—	—	—	—	—	3	3	—	—	—	3	—	3	—	—	—	3	—	1	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
F 製 造 業 (計)	196	192	4	162	40	134	22	65	20	27	52	6	192	4	23	12	11	11	—	10	2	169	165	4	33	2	122	12	159	10	33	2	122	12	152	44	150	2	21	4	127	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
18 食 料 品 製 造 業	21	20	1	18	2	8	2	2	—	4	10	2	19	2	2	1	1	—	2	—	17	17	—	4	11	2	17	—	4	—	11	2	12	9	12	—	1	—	11	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
20 織 絹 工 業	17	17	—	15	2	11	—	8	2	1	6	—	17	—	—	—	—	—	—	—	17	17	—	1	14	1	17	—	1	14	1	15	2	14	—	5	2	9	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
21 衣服その他の繊維製品製造業	4	3	—	2	1	2	—	1	—	1	1	—	4	—	—	—	—	—	—	—	4	4	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
22 木 材、木 製 品 製 造 業	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
24 パルプ、紙、紙加工品製造業	8	8	—	4	4	6	2	1	3	—	2	—	8	—	—	—	—	—	—	—	8	8	—	4	8	1	8	—	4	—	3	1	5	3	6	—	3	—	2	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
25 出版、印刷、同関連産業	13	13	—	5	8	12	—	6	3	3	—	1	13	—	8	3	6	7	—	1	5	5	—	3	2	5	—	3	—	2	—	9	4	8	—	—	—	8	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
26 化 学 工 業	39	39	35	4	32	6	19	1	7	7	—	38	—	6	4	2	2	—	3	—	32	32	—	6	26	—	31	1	6	—	26	—	3	8	31	—	2	—	29	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
27 石油製品、石炭製品製造業	8	7	1	2	5	7	—	4	2	1	—	7	—	1	—	1	—	—	—	6	5	—	2	—	—	2	4	2	—	4	—	6	2	6	—	2	—	4	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
28 ゴ ム 製 品 製 造 業	5	5	—	5	—	4	1	1	—	2	1	—	5	—	—	—	—	—	—	—	5	5	—	—	—	4	1	5	—	—	—	4	—	5	—	—	—	4	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
29 皮革、同製品製造業	1	1	—	1	—	1	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

産後の休業														育児時間										その他の 母性保護 休業	
ありのうちに														規定ありのうち											
産前産後通算しないもの														規定ありのうち											
小計	産前休業				産後休業				産前休業				産後休業				規定あり	規定なし	時間				与		
	期間	有給	給付	不明	期間	有給	給付	不明	期間	有給	給付	不明	期間	有給	給付	不明			1日2 回各 30分 (1年間)	その他	有給	無給	不明		
計	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間	6週間		
258	253	5	77	4	157	20	247	11	78	3	157	20	204	106	200	4	31	4	159	9					
6	6				6		6		6		6		6	1	5	1				6					
3	3				3		3		3		3		3	1	2	1				1					
169	165	4	30	2	122	12	159	10	33	2	122	12	152	44	150	2	21	4	127	5					
17	17		4		11	2	17		4		11	2	12	9	12		1		11						
17	17		1	1	14	1	17		1	1	14	1	15	2	14	1	5	2	8						
4	4				4		4		4		4		4		4				4						
1	1				1		1		1		1		1		1				1						
8	8		4		8	1	8		4		3	1	5	3	5		3		2						
5	5		8		2		5		0		2		9	4	9		1		8	2					
32	32		6		26		31	1	6		26		31	8	31		2		29	1					
6	6		2		4		2	4	2		4		6	2	6		2		4						
5	5				3		5				4	1	5		4	1			4						
1	1				1		1				1		1		1				1						
9	9				6	3	9		6	3	9		8	1	8				8						
9	9		3		6		9		3		6		8	2	8		2		6						
9	9		3		6		9		3		6		7	3	7		1		6						
16	15	1	1		15		16		1		15		14	4	14				13						
14	14		2		9	3	12	2	2		9	3	12	2	12				10						
7	6	1	1		5	1	5	2	1		5	1	8	1	8				7						
8	7	1	3	1	4		7	1	3	1	4		6	3	6				5						
1	1				1		1				1		1		1				1						
9	9				9		9		9		9		8	8	3		1		2						
28	28		20		7		28		20		7		10	25	10		2		8						
26	23	1	9		10	3	25	1	10		13	3	21	14	20				14						
16	10		9		1		10		9		1		8	2	8				8						
7	7		2		4		7		2		4		9	10	8				9						

昭和37年9月1日 印刷

昭和37年9月1日 発行

女子保護の概況

昭和36年

東京都千代田区大手町1の7

編集兼
発行人 労働省婦人少年局

東京都板橋区板橋町2の171

印刷人 信陽堂印刷株式会社